

資 料

資料 1	森林経営計画策定推進検討部会資料	P 1
資料 2	林業サイクル推進コーディネート事業 J-クレジット創出支援事業	P 3 4
資料 3	森林経営計画作成機能の構築	P 3 8
資料 4	下刈り手当助成事業	P 4 0
資料 5	林業人材確保対策支援事業、外部研修受講料助成	P 4 1
資料 6	「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する 市町村事務処理マニュアルについて」の一部改正について	P 4 2
資料 7	伐採及び伐採後の造林の届出制度管理機能の拡充	P 4 8
資料 8	コンテナ苗で広げる花粉レスの森づくり事業	P 5 0
資料 9	少花粉コンテナ苗生産者支援事業	P 5 2
資料10	再造林推進のためのシカ林業被害総合対策事業	P 5 3
資料11	伐採・再造林連携推進検討部会資料	P 5 5
資料12	市町村による森林環境譲与税を活用した 森林経営計画関連事業	P 8 7
その他	2 1 おかやま森林・林業ビジョンの概要	P 8 8

森林経営計画策定推進検討部会次第

日 時：令和 7 年 1 月 2 9 日（水）

1 0：0 0～1 1：0 0

場 所：ピュアリティまきび 3 階 橘

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

（1）森林経営計画策定の状況と拡大に向けた取組について

（2）今後の予定

（3）その他

4 閉 会

森林経営計画策定推進検討部会 出席者名簿

1 出席者

委員氏名	職 名	備 考
渡 辺 康 文	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター中国四国整備局長	代理出席 水源林業務課 課長 佐々木 紀之
年 岡 幹 雄	津山市農林部森林課長	
安 達 喜 彦	新見市産業部林業振興課長	
石 原 匡 師	真庭市産業観光部林業政策統括監(兼) 林業・バイオマス産業課長	
中 村 伸 介	美作市農林政策部森林政策課長	
藤 井 教 司	新庄村産業建設課長	
柳 井 和 彦	鏡野町産業観光課長	欠席
萩 原 勇 一	西栗倉村産業観光課長	
池 田 稔	岡山県森林組合連合会代表理事専務	
掛 屋 晶 則	農林水産部林政課長	
内 山 貴 博	備前県民局農林水産事業部森林企画課長	
井 上 昌 則	備中県民局農林水産事業部森林企画課長	
岡 川 勝 利	美作県民局農林水産事業部森林企画課長	

2 事務局

氏 名	職 名	備考
大 西 俊 和	林政課総括参事（森林企画班長）	
市 原 裕 貴	林政課副参事	
小 林 大 樹	林政課主任	
木 戸 浩 介	林政課技師	

確実な再造林に向けた対策検討会議部会等運営要領

制定 令和5年6月1日付け、林第154号

(目的)

第1 この要領は、確実な再造林に向けた対策検討会議（以下「検討会議」という。）運営要領第6の規定により、部会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2 部会は、検討会議の委員で組織し、別表の職にあるものを充てる。

2 部会には必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

3 部会には部会長を置き、部会長は会務を統轄する。

4 伐採・再造林連携推進検討会の部会長は、農林水産部治山課長の職にあるものを充て、森林経営計画策定推進検討会の部会長は、農林水産部林政課長の職にあるものを充てる。

(会議)

第3 部会は部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長になって運営する。

2 部会の協議が終了したときは、検討会議にその結果を報告するものとする。

(部会の協議事項等)

第4 部会は、第5に定める地域再造林推進ワーキンググループ（以下「再造林WG」という。）が第7により報告した内容等について協議を行う。

2 部会は、再造林WGの検討結果に対し、必要な情報の提供やアドバイスを行う。

(地域再造林推進WG)

第5 再造林に係る地域の課題や対策を検討するため、原則、林業普及指導区ごとに再造林WGを設置する。

2 再造林WGは、林業普及指導員、市町村、森林組合及び林業事業体等で構成し、その代表は地区主任林業普及指導員（以下「地区主任」という。）が務める。

3 再造林WGは地区主任が必要に応じて招集し、地区主任が議長になって運営する。

(再造林WGの検討事項)

第6 再造林WGは次の事項について協議し、地域の課題解決に向けて取り組むものとする。

(1) 技術支援に関する事項

① 伐採・再造林連携等に係るガイドラインの検討

② 林業事業体における自主行動規範の策定

③ 伐採事業者と造林事業者との連携協定等

④ 伐採再造林の低コスト化に向けた取組

⑤ その他必要事項

(2) 経営支援に関する事項

- ① 森林経営計画策定の課題
- ② 林業経営適地の検討
- ③ 森林経営計画を活用した新たな取組（J-クレジット制度等）
- ④ 再造林等森林整備に要する経費の実態確認
- ⑤ 課題解決のフォロー体制の構築
- ⑥ その他必要事項

(部会と再造林WGの連携)

第7 再造林WGは協議の状況を取りまとめ、部会に次の期日までに報告する。

- (1) 当該年度の間接報告を毎年8月末
- (2) 当該年度の活動成果を毎年1月末

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか部会及び再造林WGに必要な事項は、部会において別に定める。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

確実な再造林に向けた対策検討会議部会構成員

組 織	伐採・再造林 連携推進検討会	森林経営計画 策定推進検討会
近畿中国森林管理局岡山森林管理署長	アドバイザー	
近畿中国森林管理局 森林技術・支援センター所長	アドバイザー	
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備 センター中国四国整備局長		アドバイザー
津山市森林課長	○	○
新見市林業振興課長	○	○
真庭市林業・バイオマス産業課長	○	○
美作市森林政策課長	○	○
新庄村産業建設課長	○	○
鏡野町産業観光課長	○	○
西栗倉村産業観光課長	○	○
岡山県森林組合連合会 代表理事専務		○
一般社団法人岡山県木材組合連合会 専務理事	○	
岡山県山林種苗協同組合 事務局長	○	
農林水産部林政課長		○
農林水産部治山課長	○	
備前県民局森林企画課長	○	○
備中県民局森林企画課長	○	○
美作県民局森林企画課長	○	○
農林水産総合センター森林研究所長	○	

森林経営計画策定推進検討部会

1 森林経営計画認定面積の確保について

※部会運営要領第7(2)に基づく地域WG活動結果報告による。

(1) 森林経営計画に係る事例

ア 林業経営体の現状

- ・5年を経過する経営計画について、次期計画の再認定を受けているが、面積が減少している。

イ 認定面積の減少理由

- ・5年前は組合員に施業委託の意向調査を行い、委託希望のあった森林すべてについて経営計画の認定を受けていた。認定面積は大きかったが、認定要件である間伐の下限面積も大きくなり、間伐箇所や労務の確保が負担となっていた。
- ・次期経営計画では、森林整備の意向のある森林のみを抽出し、樹立することとした。

(2) 森林経営計画に係る森林管理の課題

ア 森林組合等による森林の現況把握が困難 → 点的な計画

イ 素材生産業者が増加 → 森林組合との関係が希薄

ウ 皆伐施行地での再造林未実施個所の発生 → 森林所有者の意識不足

エ 計画樹立面積が増えると、認定基準の間伐下限値が負担 → 労務不足、制度見直し

オ 計画樹立面積が増えると、経営の委託契約の締結、更新が負担 → 労務不足

カ 境界が不明瞭 → 国土調査未実施

非継続性（行き当たりばったり）

- ・小規模分散の所有・境界も不明瞭・小ロット

施業を集約



効率的かつ継続的な施業が可能となる

継続的な経営（面的にまとまった森林経営計画）

- ・山ごとに誰が経営するのか明確に・路網の継続的な利用

2 主な森林経営計画作成への支援（県事業）

(1) 高精度な森林現況の把握

→ 県が構築した森林クラウドの充実 課題（ア）に対応

(2) 森林所有者へ再造林等の働きかけ

→ 林業サイクル推進コーディネート事業 課題（ウ）に対応

(3) 新たな森林価値の創出

→ 森林Jークレジット創出支援事業 課題（ウ）に対応

(4) 人件費を含めた森林経営計画作成に係る経費の支援

→ 森林整備地域活動支援交付金 課題（オ）に対応

3 今後求められる対策

課 題：イ 素材生産業者が増加

対応案：市町村による森林ビジョンの作成

→地域の関係者との合意形成・・・譲与税の活用（専門業者へ委託）

課 題：エ 計画樹立面積が増えると、認定基準の間伐下限値が負担

オ 樹立面積が増えると、経営の委託契約の締結、更新が負担

対応案：・県の森林整備地域活動支援交付金事業の積極的な活用

・県の事業にかかわる、地域の実情に応じた支援の実施・・・譲与税の活用

→森林経営管理制度による意向調査と連携し、既存の森林経営計画への斡旋が進められており、森林組合における経営計画変更事務等が増加している。

については、市町村において、増加する森林組合の事務費用等についての支援が必要。 等

課 題：キ 境界が不明瞭

対応策：国土調査未実施の市町村では、航測会社へ明確化作業を委託・・・譲与税、国事業の活用

森林経営計画の策定状況等について

岡山県の森林・林業の現状と課題

○ 岡山県の森林は面積ベースで人工林の6割以上が利用期を迎え、主伐面積が増加している一方、**再造林面積は近年100～200ha**程度で推移

※ウッドショックで木材価格が上昇し伐採が進んだが、再造林は進んでおらず、**森林の持つ多面的機能の低下が危惧される。**

○ 再造林の推進には、伐採から森林経営計画に基づく実施が必要だが、**計画策定面積は低調**

■ 人工林資源の充実

スギ・ヒノキ人工林 16.1万ha
(人工林の96%)



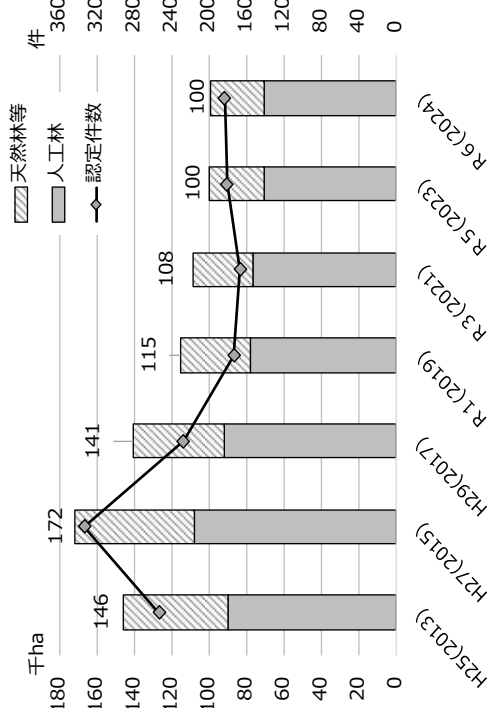
■ 岡山県の再造林率

皆伐面積	再造林面積	再造林率
6 2 2 ha	1 4 9 ha	2 4 %

※面積・率はR3(2021)からR5(2023)年度までの平均

出典：岡山県林政課・治山課調べ

■ 森林経営計画策定面積の推移



再造林費用と県による支援について

- 木材価格の低迷や造林費用の負担が大いこと、森林所有者等が林業経営に関心を持ってないことが、主伐及び主伐後の再造林が進まない主要因。
- 再造林の確保に向けて、長期にわたり持続的な林業経営を担う者に経営委託を進めるとともに、再造林費用の低減を進めることが必要。

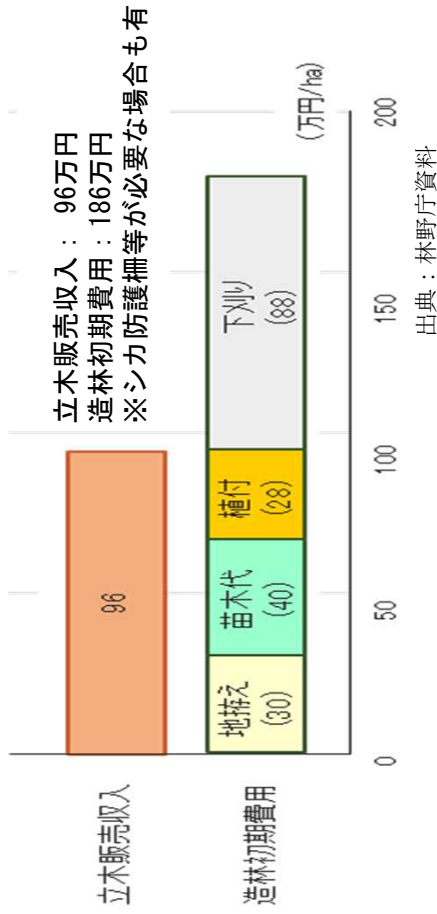


再造林費用の低減の取組を進めるとともに、森林経営計画等に基づく計画的な伐採・再造林を実施していくことが必要

■ 立木販売収入と再造林費用

再造林費用は主伐による収入を大きく上回る。

(造林初期費用は立木販売収入のほぼ倍(▲88万円))



- ・林野庁業務資料(R2年標準単価より作成) スギ3,000本/ha植栽、下刈5回
- ・立木販売収入はスギ山元立木価格にスギ10齢級の平均材積315m³/haを乗じて算出

■ 再造林に対する嵩上げ補助(岡山県)

作業区分	補助率	主な補助要件
地帯え、植付、苗木代	68%→87%	少花粉苗木での低密度植栽
下刈り	68%→100%	少花粉苗木による再造林地



県内の森林経営計画の策定状況（R6. 4. 1現在）

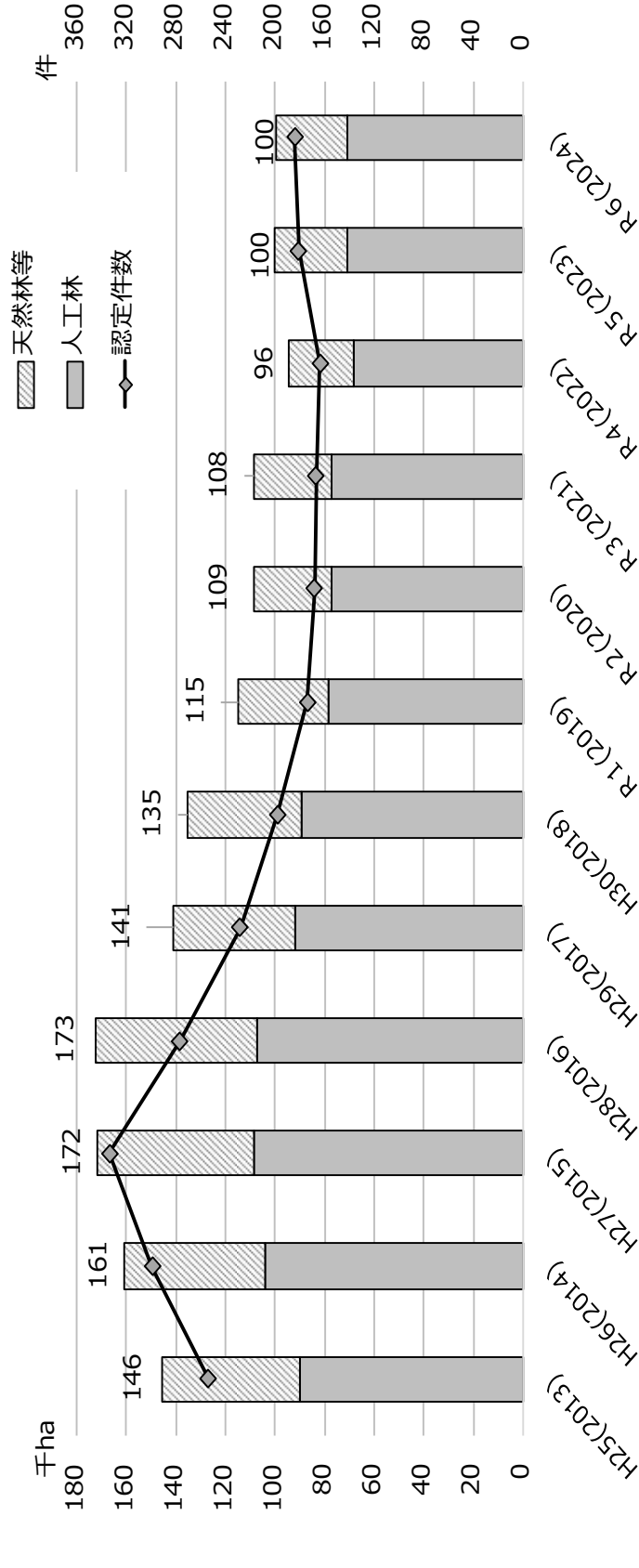
森林経営計画認定面積の推移

	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
認定面積	145,829	160,771	171,981	172,765	140,870	135,195	115,150	108,843	108,466	96,024	100,254	99,790
認定件数	254	299	334	277	228	198	174	168	167	164	181	184
人工林												
割合	62%	65%	63%	62%	65%	66%	68%	71%	71%	71%	71%	71%
天然林等												
割合	38%	35%	37%	38%	35%	34%	32%	29%	29%	28%	29%	29%

※ 林野庁「森林計画関係業務報告」数値（H25～27年度には森林施業計画の面積・件数を含む）。

※ 認定面積は各年度末（3月31日）時点で有効な計画面積。ただし、6年度は4月1日時点で有効な計画面積。

※ 大臣認定を含む。



県内の森林経営計画の策定状況内訳（R6. 4. 1現在）

区分	認定件数 (件)	認定面積(ha)		間伐計画	主伐・造林計画	
		人工林	天然林等	(ha)	(m3)	(ha)
合 計	184	99,789.92	29,034.91	18,591.68	390,791	1,105.43
(年平均計画量)				3,718.34	78,158	221.09

注 1：年平均計画量は、計画量合計を計画期間（5年間）で除した値
 注 2：計画策定主体の「その他」は素材生産業者、林業会社、企業、個人など



県内市町村別の森林経営計画の策定状況

(令和6年4月1日時点)

認定状況(認定申請者別)

市町村	a 民有林面積 (ha)	認定申請者				b 計	b/a カバー率	対R5 増減面積
		市町村	森林組合	公社	その他			
岡山市	32,279		2,950	1,009	3	3,961	12%	
倉敷市	9,639							
津山市	31,493	1,986	6,134	2,160	2,815.56	13,095	42%	55
玉野市	5,823							
笠岡市	5,040							
井原市	15,806			257		257	2%	
総社市	13,271			228		228	2%	
高梁市	41,731	212	86	2,369	1,065	3,732	9%	848
新見市	59,127	1,823	7,105	6,411	48	15,387	26%	-1
備前市	19,024			1,083		1,083	6%	-96
瀬戸内市	5,134							
赤磐市	12,528			370		370	3%	-0
真庭市	58,801	6,287	17,854	3,156	452	27,748	47%	4,153
美作市	31,755	275	1,772	1,886	817	4,751	15%	-319
浅口市	2,832							
和気町	9,475			226		226	2%	
早島町	70							
里庄町	383							
矢掛町	5,713			195		195	3%	
新庄村	5,717	1,933	1,154	130	1,144	4,361	76%	
鏡野町	31,841	1,936	1,580	3,668		7,185	23%	198
勝央町	2,233		30	29	219	279	13%	-345
奈義町	3,021		1,340	460		1,800	60%	8
西粟倉村	5,376			136	3,401	3,537	66%	-19
久米南町	5,109		428	136		564	11%	-10
美咲町	15,459		1,621	745	1	2,367	15%	-148
吉備中央町	17,937	221	3,123	356	85	3,784	21%	71
計	446,617	14,672	45,178	25,009	10,050	94,909	21%	4,395
割合		15%	45%	25%	10%	185,856		
県営林					4,881	4,881		-292
計	446,617	14,672	45,178	25,009	14,931	99,790	22%	4,103

〔表〕

森林経営計画制度

令和3年4月

計画の目的

森林経営計画とは、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画です。一体的なまとまりを持つ森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としています。

計画の対象となる森林

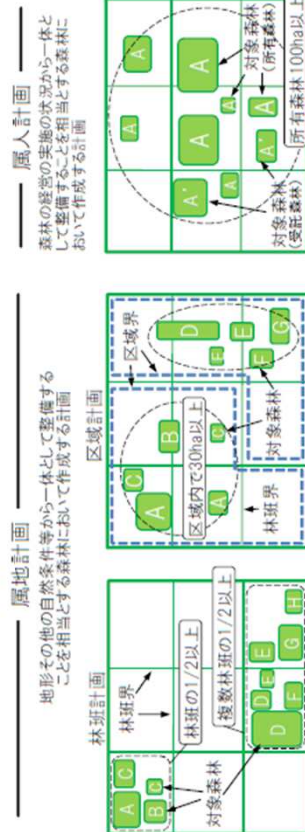
- ・民有林(公有林、国有林分収造林地を含む。)を対象とします。
- ・森林経営計画には、属地計画(林班計画、区域計画)、属人計画があり、それぞれ次の要件を満たす必要があります。

属地計画

林班計画 林班または隣接する複数林班の面積の2分の1以上の面積規模であること
区域計画 市町村長が定める一定区域内において30ha以上の面積規模であること
いずれも、林班等内又は区域内に自ら所有している森林及び森林の経営を受託している森林の全てを対象とする必要があります。

属人計画

自ら所有している森林の面積が100ha以上であって、その所有している森林及び森林の経営を受託している森林の全てを対象とすること
※ 属人計画は、森林所有者が単独で計画を作成する場合に限ります。共同による作成はできません。



計画の作成者

「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、単独で、又は共同で森林経営計画を作成することができます。

例えば、属地計画の場合

- ・「森林所有者」が単独で計画を作成
- ・複数の「森林所有者」が集まって、共同で計画を作成
- ・「森林所有者」と「森林の経営の委託を受けた者」が共同で計画を作成
- ・複数の「森林の経営の委託を受けた者」が共同で計画を作成

※ 「森林の経営の委託」とは、森林の施業及び保護の委託であり、「木材の販売」など財産の処分に関わることを委任することは必須ではありませんが、「木材の販売」を委託事項に含む森林経営委託契約書を締結する場合は、印紙税の課税関係が異なる場合がありますので、あらかじめ最寄りの都道府県出先機関などに相談して下さい。

※ 単独で計画を作成した場合であっても、共同による計画作成の申し出があった場合には、これに協力することが重要です。

〔裏〕

計画書の主な記載事項

- ・森林の経営に関する長期の方針
- ・計画対象森林の現況並びに間伐及び主伐の施業履歴
- ・伐採(主伐・間伐)、造林及び保護の実施計画
- ・鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止の方法
- ・森林の保護に関する事項
- ・森林の施業及び保護の共同化に関する事項
- ・路網整備に関する事項
- ・森林の経営の規模拡大及びそのために必要な路網整備等の目標(必要に応じて記載)

認定申請先

- (1)認定申請先
- 森林経営計画の対象とする森林が、
1つの市町村の区域内にある場合 : 市町村の長
複数の市町村にわたる場合 : 都道府県知事
複数の都道府県にわたる場合 : 農林水産大臣
- (2)認定申請の時期
- 認定申請先に応じて、次に掲げる日までに認定請求書等を提出します。
市町村の長 : 森林経営計画の始期の20日前
都道府県知事 : " 30日前
農林水産大臣 : " 60日前

必要な書類等

- (1)森林経営計画認定請求書(農林水産大臣告示に定める様式による。)
(2)森林経営計画書
(3)添付書類

①次の事項を表示した図面

- ・計画対象森林の所在
- ・計画対象森林の施業及び保護を実施するために必要な路網整備等の状況
- ・主伐を行う区域

②森林の経営の委託を受けた者を証する書面

(森林の施業及び保護を実施するために必要な路網整備等につき、森林の土地の所有者の同意が)

あったことを証する書面

事後の届出

「森林経営計画」に係る伐採等の届出書(農林水産大臣告示に定める様式による。)
伐採、造林、路網整備等をした場合は、事後の届出書を認定権者に提出します。

支援措置等

森林経営計画を作成した場合、以下のような支援措置等が設けられています。

(1)税制

所得税:山林所得に係る森林計画特別控除

相続税:計画伐採に係る相続税の延滞等の特例

立木及び林地に係る課税価格の特例

公益的機能別施業森林の評価減

山林についての相続税の納税額(規模拡大目標を定めた属人計画のみ※)

(2)金融

日本政策金融公庫資金等における融資条件の優遇

(3)補助金等

森林整備保直接支援事業(造林補助)

森林整備地域活動支援交付金

(4)再生可能エネルギー一定価格買取制度

「間伐材等由来の木質バイオマス」(40円/kWhまたは32円/kWh(税抜き価格))の区分が適用

※ 相続税の納税額の特例を受ける場合、計画書の記載事項や必要な書類が異なりますので、最寄りの都道府県出先機関などに事前にご相談下さい。

確実な再造林に向けた推進体制

○ 県では、**確実な再造林**に向け、関係者の合意形成のもと一体となって対策を実施するため、国、県、市町村及び林業・木材関係団体で構成する**対策検討会議**及び**県民局ごと**に**地域再造林推進WG**を設置し、**課題解決に向けた具体的な検討・対策を実施**。

■ 確実な再造林に向けた対策の検討状況

主な課題

- ① 森林の適切な経営管理
- ② 造林作業の省力化・効率化
- ③ 伐採作業と造林作業の連携
- ④ 苗木の安定供給体制の構築
- ⑤ 獣害対策の強化



令和5年度検討状況

○ 令和5年度に対策実行

- ・ 地域森林計画（県策定）の指針に、2,000本/haの植えの低密度植栽を追加
- ・ 造林に適した森林をゾーニングし、市町村森林整備計画に反映（8市町村で設定、令和6年度以降も各市町村で設定を検討）
- ・ 「確実な再造林につなげる森づくり講演会」（令和5年6月）を開催し、先進事例の紹介等により関係者の機運を醸成等

○ 令和6年度の新たな施策

- ・ **関係団体と連携し、伐採業者と造林業者の連携促進や森林所有者への再造林の働きかけ等の取組を推進**
- ・ **J-クレジット登録・認証取得に要する経費を支援するため、クレジットによる財源確保の取組を促進するため、クレジット登録・認証取得に要する経費を支援**
- ・ 低密度植栽による低コスト再造林を推進するため、造林対策事業の補助率を改定
- ・ 下刈り手当を支給して就業条件の改善に取り組み林業事業体を支援等

📖 これまでの取組状況は県HPに掲載しています。

林政課： <https://www.pref.okayama.jp/page/846986.html>

治山課： <https://www.pref.okayama.jp/site/shoukafun/839863.html>

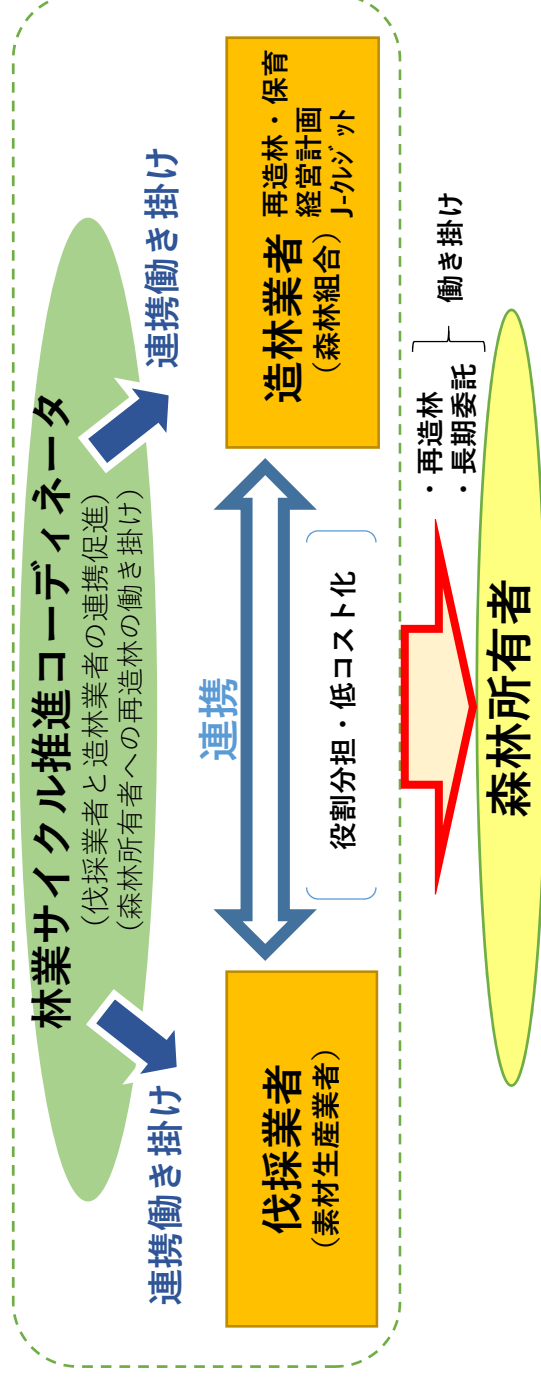
持続可能な森林経営強化支援事業（R6年度～）

現状と課題

森林資源の適正管理と循環利用のための再造林

- ・伐採後の再造林が適切に行われず、放置されている森林が増加
- ・伐採業者と造林者が連携して、効率的な伐採・再造林を行うことが重要
- ・森林所有者に対して、地域の森林施業のモデルを示しながら、再造林の働き掛けが必要
- ・伐採・再造林を進める上で重要となる森林経営計画は減少傾向にあり、計画拡大に向けた取組を進め、J-クレジットなど新たな収入源を確保し、森林所有者の経営意欲の向上を図ることが必要

林業サイクル推進コーディネート事業



表

岡山県内で森林を所有されている方へ

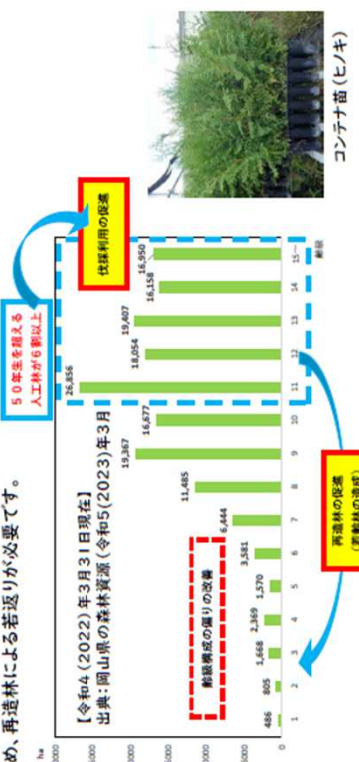
伐ったら植えよう！再造林

再造林はなぜ必要なの？

人の手によって植えられたスギやヒノキなどの人工林を伐採した跡地に、再び苗木を植えることを「再造林」といいます。森林資源を次世代に繋げるため、使って・使って・植えて・育てる」林業サイクルを循環させ、木材生産や土砂災害防止、地球温暖化の緩和などの森林の多面的機能を持続的に発揮させるためにも、「再造林」を計画的に実施することが大切です。

岡山県の人工林資源

スギやヒノキを主とする人工林は年々充実しているものの、若い人工林が極端に少なくなっているため、再造林による若返りが必要です。



再造林費用はどのくらい掛かるの？

■ 立木販売収入と再造林費用
再造林費用は主伐による収入を大きく上回る。
(造林初期費用は立木販売収入のほぼ倍)



再造林への支援は裏面へ

[集]

[illegible]

再造林への支援はあるの？

将来の木材価格の見通しは難しいため、「再造林」をためらうところがあるかもしれません。

このため、当県では、極力、**森林所有者の自己負担無し**で再造林が実施できるよう、一貫作業※[※]や低密度植栽※[※]等による低コスト再造林の普及を図るとともに、再造林に対し**手厚い補助**を実施しています。

※主伐(皆伐)と再造林を一貫して行い作業工程を省力化する作業

※2 従来、3,000本/ha程度で植栽していたものを2,000本/ha以下で植栽し、苗木代や植え付け経費等が安価となる作業

①国・岡山県による補助金

②原木市場による助成金
最大150千円/haの助成※4



①と②を併用することで、再造林に必要な自己負担を大幅に軽減



主伐 再造林 保育

作業区分	補助率	主な補助要件
地格え、樫付、苗木代	68%→87%	少花粉苗木による 低密度植栽
下刈り	68%→100%	少花粉苗木による 再造林地

※3 森林経営計画に基づき、少花粉苗木を活用した低密度植栽(2,000本/ha以下)を行った場合は、県による補助率の嵩上げがあります。(獣害防止柵についても支援があります。)

※４ 森林組合を通じて、県森連共販所に出荷する
など、一定の条件があります。

伐採・再造林を行う時は森林経営計画の作成を！

森林経営計画は、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」等が自ら経営を行う予定のある森林を対象に、伐採や再造林などの施業等について作成する5年間の計画です。計画の認定を受けることで国や県から再造林等の支援を受けられます。

★ 私たちは、森林所有者に再造林の働きかけと森林経営計画の策定の取組を進めています。

コーディネイト推進員： 森林組合 職・氏名 会

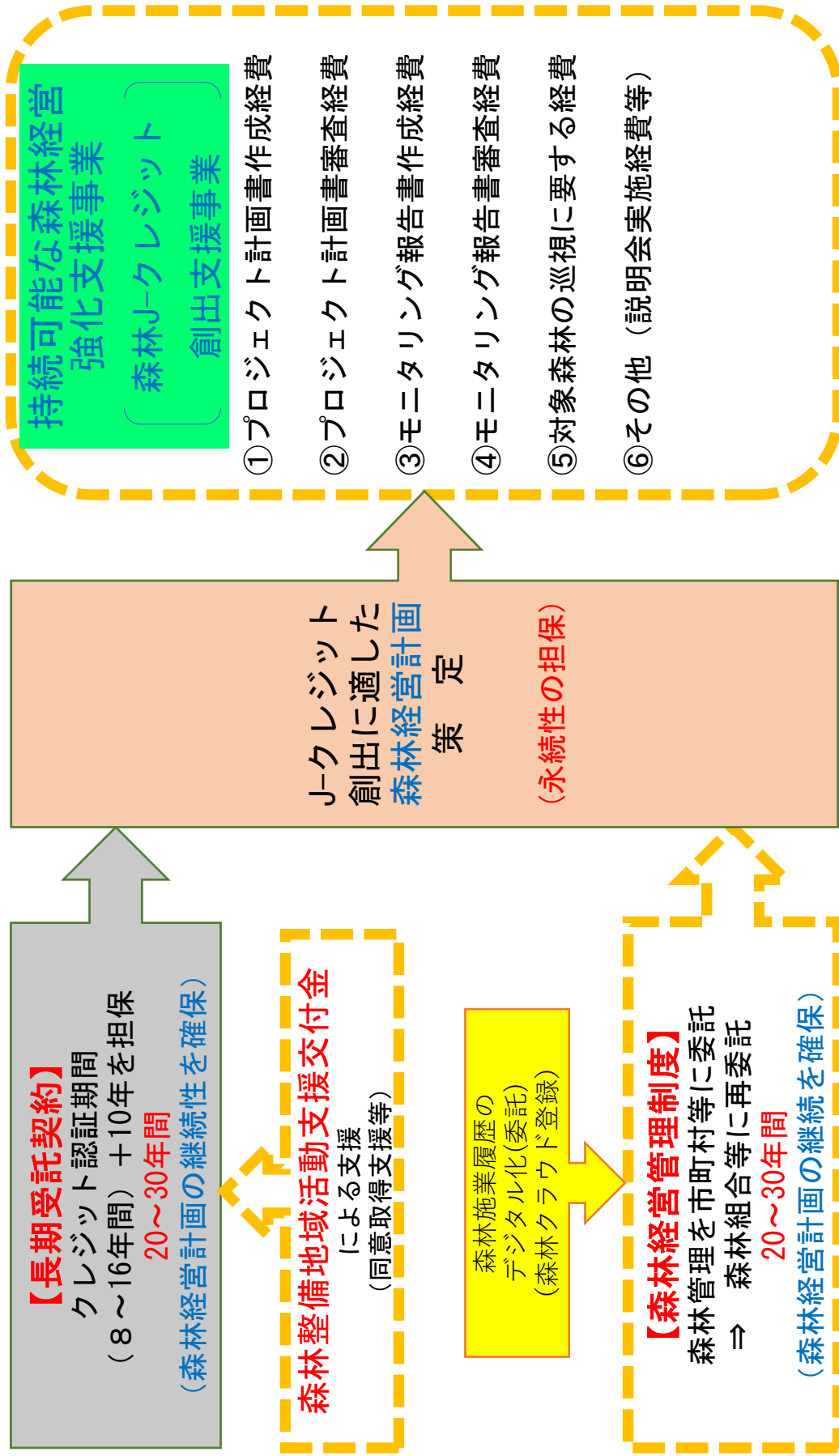
令和6年度 林業サイクル推進コーディネート事業(おかやま森づくり県民税活用)

岡山県農林水産部林政課森林企画班

・委託実施機関：岡山県森林組合連合会

☎701-1202 岡山市北区檜津491-1 ☎086-236-6530

森林J-クレジット創出に向けた関連施策



支援の対象となる活動 及び 交付金の上限額

森林経営計画作成や森林境界の明確化等に必要となる下記①～⑤の活動を行うために必要な調査や資料作成、合意形成活動、活動後のとりまとめなどが支援の対象となります。
交付金の上限額は表の交付単価（国費）に基づいて計算します。

② 森林経営計画作成促進

森林経営計画作成に必要な、森林所有者や施業履歴などの基本的な森林情報の取得、施業量や施業方法を決定するために必要な森林調査、関係者との合意形成をはかるための作業です。

例えば、森林簿や登記簿などから情報を収集・整理する作業や、施業予定地の樹種、樹高、胸高直径などの調査、路線の線形を決定するための調査、森林所有者等への説明会やダイレクトメールの送付、現地案内や森林経営計画案・施業提案書の説明により合意を取り付ける活動が含まれます。

【地域活動の種別及び交付単価】

経営委託（森林経営計画の作成と関係者の合意形成）	19,000円/ha
共同計画等（森林経営計画の作成）	4,000円/ha
関係促進（森林経営計画に基づいた関係者の合意形成）	15,000円/ha

不在村森林所有者を対象とした現地立会いや実施者が不在村森林所有者への訪問などを実施する場合は7,000円/haが加算されます。



④ 森林境界の明確化

施業実施に当たって、現地の境界（所有者界）が不明瞭となっている地域において、森林所有者などの関係者の立ち会いのもとで、境界の測量を行う作業です。性能の高い機器を用いた基準点等と結合する測量やリモートセンシングデータを用いた境界の測量（森林境界案の作成を含む。）も含まれます。

リモートセンシングデータを用いた境界の測量を行うことで、現地立ち会いを省略できます。

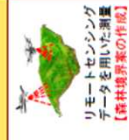
【地域活動の種別及び交付単価】

森林境界の測量 ※1	22,500円/ha
性能の高い機器を用いた境界の測量及び基準点等と結合する測量 ※1	+5,000円/ha
リモートセンシングデータを用いた森林境界の測量	+8,500円/ha
森林境界案の作成 ※2 【令和5年度から支援】	20,000円/ha

※1：不在村森林所有者を対象とした現地立会いを実施する場合は6,500円/haが加算されます。

※2：リモートセンシングデータを用いた境界の位置関係を確認し、地元精通者（第三者の）の検証により森林境界案を作成してください。

なお、次年度以降、境界案について森林所有者と合意形成を行い、境界を確定してください。



⑤ 森林所有者の探索

所有者が不明な森林を対象に、戸籍や住民票等の資料を活用して、所有者の探索・確認を行う作業です。

【地域活動の種別及び交付単価】

森林所有者の探索及び確認	2,500円/ha
--------------	-----------



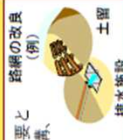
⑤ 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備

「森林経営計画作成促進」及び「森林境界の明確化」の地域活動を進める上で必要となる既存路線（対象森林に到達する作業路網を含む。）の簡易な改良（木製の橋脚、土留、洗い越し等）に対して支援します。

【地域活動の種別及び交付単価】

上記②の活動を実施するために必要な既存路線の簡易な改良	20,000円/ha
-----------------------------	------------

※地方公共団体（都道府県・市町村）が国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合もあります。交付額については森林が所在する市町村の林務担当者にお尋ねください。



支援の対象者について（交付対象者）

支援の対象となる活動を実施しようとする市町村、森林所有者、森林組合、事業体などが対象となります。なお、活動を実施するためには、まず、活動を行う森林や活動期間などを定めた実施計画書を作成し市町村長と協定（3年間を限度）を締結する必要があります（市町村は、実施計画書）。

活動メニューと対象となる森林について

支援は4つの活動メニューに分かれており、支援内容によって活動対象にできる森林が異なります。

活動メニュー	支援内容	活動対象にできる森林
森林経営計画作成促進	【経営委託】 森林経営計画作成と計画期間における集約化間伐実施の合意形成活動を行う場合は、それらの活動に併せて支援します。	森林経営計画が作成されていない森林 (計画期間の終了が見込まれる森林にあっては、計画期間の最終日が属する前年度から対象)
	【共同計画等】 森林経営計画を作成するために必要な活動を支援します。	森林経営計画が作成されている森林
	【間伐促進】 森林経営計画の計画期間内において、集約化間伐実施の合意形成するために必要な活動を支援します。	「経営委託」により実施した森林を除く。）
	森林境界の測量に必要な活動を支援します。 (森林境界案の作成を含む。)	森林境界が不明瞭な森林
森林所有者の探索	戸籍や住民票等の資料を活用し森林所有者の探索・確認に必要な活動を支援します。	森林所有者が不明な森林
森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	森林経営計画作成、森林境界の明確化を進める上で必要となる既存路線の簡易な改良を支援します。	上記「森林経営計画作成促進」・「森林境界の明確化」の対象森林

「活動にかかった経費」に含めることができるもの

活動に要した人件費、燃料費、通信運搬費、会議室・機械器具の借料などを含めることができます。

交付対象者本人や従業員などが活動を実施した場合についても、労務費を人件費の中に含めることが出来ます。
また、適切な計算手法に基づいて、地域活動分として算出した一般管理費も含めることが出来ます。
地域活動にかかった費用の証拠書類として出役簿、領収書、費用計算書などの整備・保存が必要です。



森林経営計画策定に向けた 岡山県森林クラウドの活用について

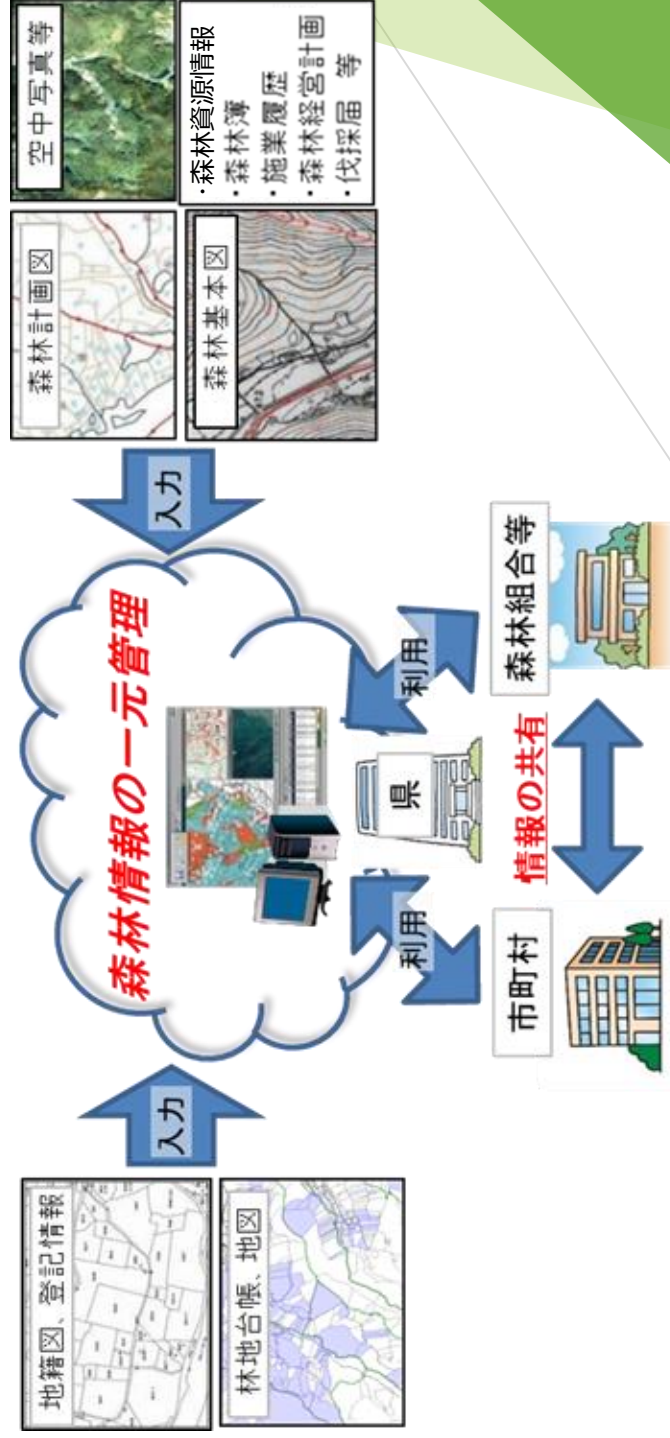
岡山県森林クラウドの概要

岡山県森林クラウドの概要

1 概要

「森林クラウド」とは、森林の整備等に必要な様々な情報を、データセンターに設置したサーバー上に一つのデータベースとして構築し、地方自治体や林業事業者がインターネット等を通じて相互に共有するシステムです。

関係者が同一の情報をリアルタイムに閲覧・更新することで、これまで紙の台帳や個別に管理されていたデータの処理を大幅に省力化し、精度の高い森林情報を提供することで、効率的かつ効果的な森林・林業施策を推進することが可能となっています。



岡山県森林クラウドの概要

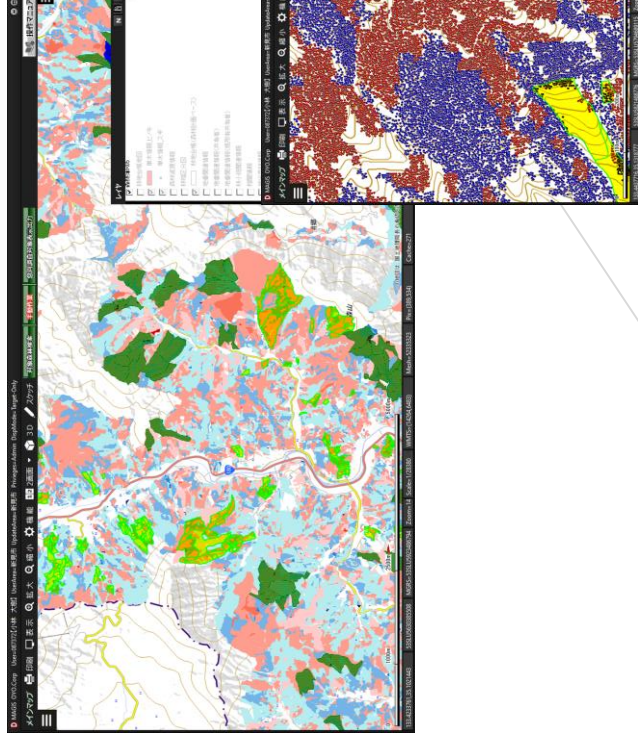
2 森林クラウドに搭載されている主なレイヤー及び機能

(1) レイヤー

- ・ 航空レーザ計測成果による森林資源情報（樹高、材積、立木密度等）
- ・ 地図情報（森林基本図、森林計画図、微地形表現図、傾斜角区分図）
- ・ 登記情報（地籍図、土地所有者、地番）
- ・ 画像情報（衛星画像、空中写真）
- ・ 治山情報（治山施設、危険地区等）等

(2) 機能

- ・ 森林経営計画作成・管理機能
- ・ 施業履歴管理機能
- ・ 伐採届出書管理機能
- ・ 造林補助申請機能
- ・ 治山、林道台帳管理機能 等



岡山県森林クラウドの概要

3 システムの利用者等

(1) 利用者

県、市町村、(公社)おかやまの森整備公社、岡山県森林組合連合会、森林組合、林業事業体 計70団体

※林業事業体等は、森林経営計画の作成に取り組む場合に限る

(2) 供用開始

平成30年4月2日

4 森林クラウドの導入メリット

- ・適切な森林・林業行政の推進を図るための情報共有
- ・情報の電子化、オンライン化による各種報告事務などの負担軽減
- ・市町村における森林経営管理制度に基づく、施業集約化の推進
- ・森林資源情報や施業履歴データの蓄積・利用による森林経営計画の作成促進

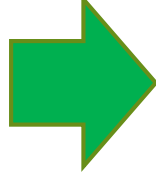
森林資源解析事業の概要

森林資源解析事業の概要

1 森林資源解析事業の概要

○航空レーザー計測成果による森林資源解析事業

- ・平成30年度に国が行った航空レーザー計測成果を活用して森林資源を解析。
- ・デジタルデータとして、森林クラウドに登載して森林簿など森林情報の精度向上を図る。
→市町村による対象森林の把握や意向調査等の効率化を支援。
- ・森林資源データと地形データ（DEM）を用いて、経営に適した森林を可視化する。

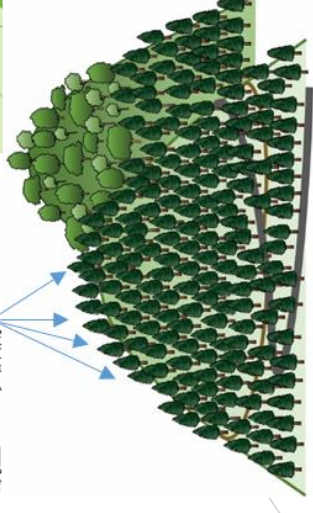


▲ 現地調査等の省力化→森林経営管理制度の推進（意向調査等）

▲ 地形データをあわせて整備→収益性の高い森林の把握



航空レーザー計測



高精度な森林情報

樹冠高情報
DCHM

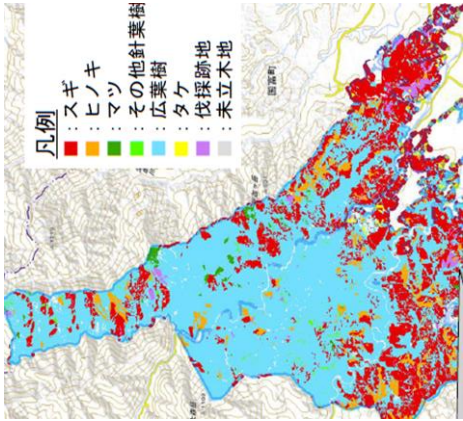
地盤高情報
DEM

森林クラウドへ反映

森林資源解析事業の概要

2 航空レーザー計測データ（森林資源情報）のクラウド搭載スケジュール

クラウド登録	市町村
R5	新見市、矢掛町
R6	総社市、真庭市、美作市、久米南町
R7～R9	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、高梁市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西栗倉村、美咲町、吉備中央町



林相区分図



微地形表現図



樹頂点データ

森林クラウドにおける 森林資源解析データの活用

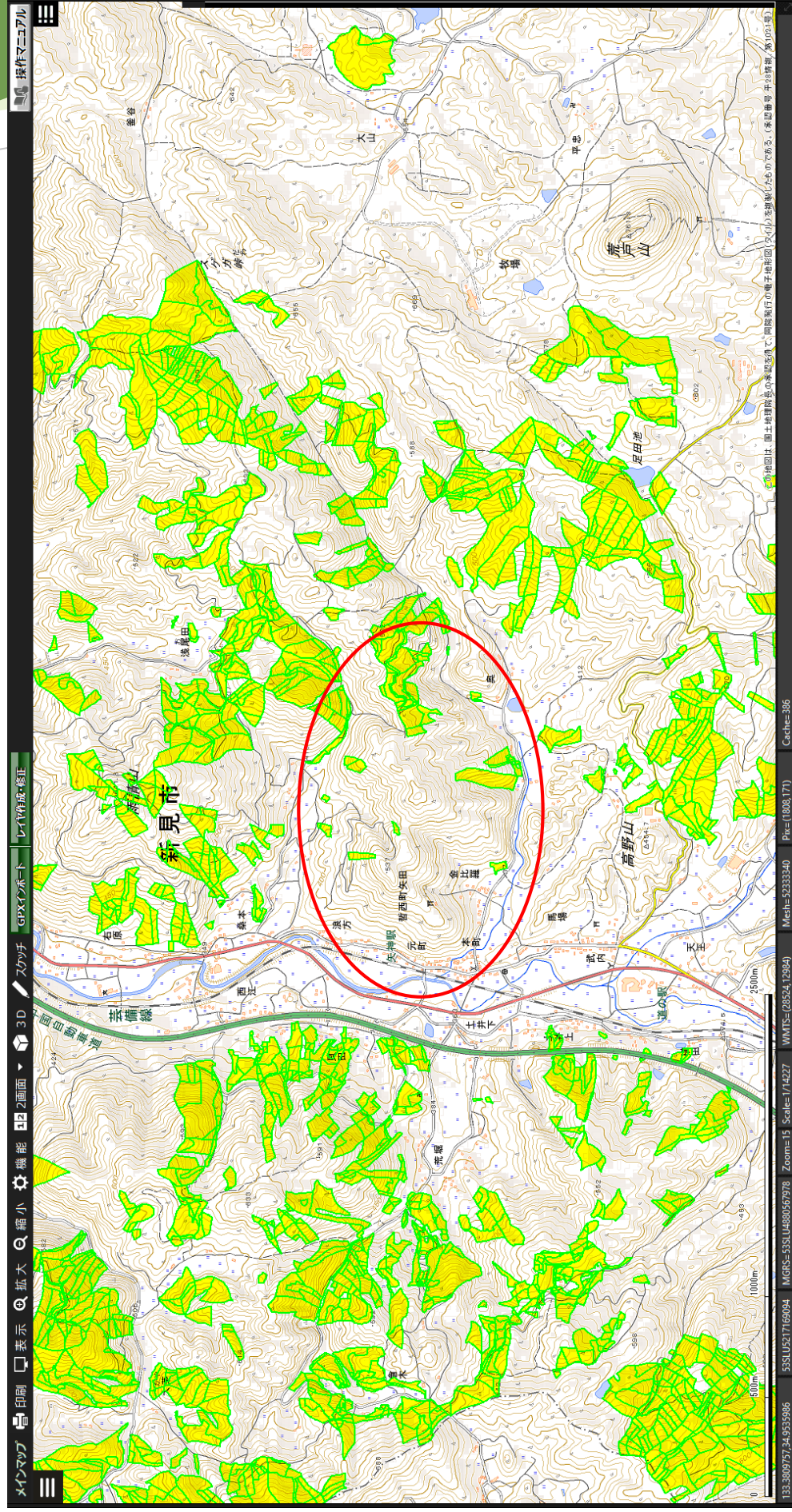
森林クラウドにおける森林資源解析データの活用

- 1 森林クラウドで利用することができる森林資源情報
 - ・微地形表現図
 - ・傾斜区分図
 - ・樹冠高区分図
 - ・林相識別図
 - ・林相区分図
 - ・スギ、ヒノキ人工林の単木ポイントデータ（樹高、材積、胸高直径 等）
 - ・森林資源情報データ（地番ごとの面積、樹種、樹高、立木密度、合計材積 等）
 - ・各種分布図（立木密度、平均樹高、材積(ha当たり)、合計材積)
 - ・人工林混み具合指標図（収量比数、相対幹距比、形状比、樹冠長）

森林クラウドにおける森林資源解析データの活用

2 森林クラウドにおける活用事例

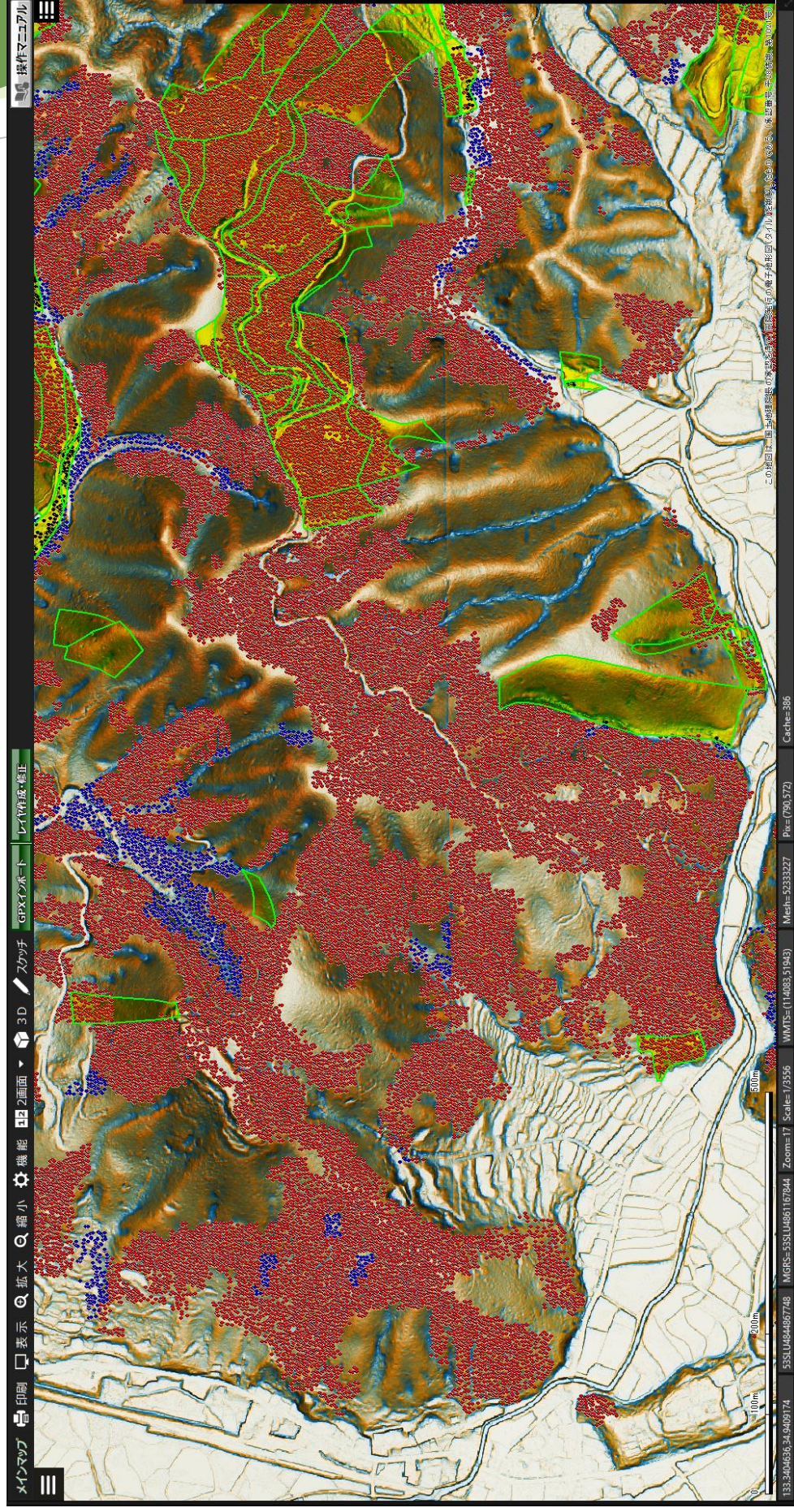
(1) 森林経営計画策定区域の把握



森林クラウドにおける森林資源解析データの活用

2 森林クラウドにおける活用事例

(2) 森林資源情報、地形等の把握



森林クラウドにおける森林資源解析データの活用

2 森林クラウドにおける活用事例

(3) 現況（混み具合等）の把握



森林クラウドにおける森林資源解析データの活用

3【参考】経営判断支援ツール（木材生産収支試算）

木材生産収支試算（スタンダード版）

判定条件出力判定結果レポート閉じる

面積	10.33	ha
林種	林種CD	林種名
	第1	
	第2	
林齢	59	～ 109 年生
平均傾斜	1	度未満
樹種等	樹種CD	樹種名
	第1	2
	第2	
	第3	
	第4	

材積(m ³)	伐業方法	間伐割合(%)	歩留(%)	出材量(m ³)	市場価値(円/m ³)
743	間伐	30%	10%	22.29	20,000
				0.00	
				0.00	
				0.00	

作業道開設経費

開設延長	20.00	m	既存路間密度	1.94	m/ha
新設延長		m	路網密度(既設 + 新設)		m/ha
新設単価		円/m			

素材生産経費

出材量	22.29	m ³	その他経費		
適用する作業システム	車両系インガヤード集材システム				
土場までの平均距離	30	m			

運輸経費

土場から市場までの距離	100	km
運輸単価	3,000	円/m ³ (出材量)

販売価額

収入額	支出額			
ヒキ	作業道開設経費	円		
445,800	素材生産経費	円		
	運輸費	66,870		
	その他経費	円		
収入計	445,800	円		
	支出計	66,870	円	
		=	378,930	円
備考				
			36,682	円/ha
			17,000	円/m ³

面積、樹種、林齢、平均傾斜、
材積、施業方法、運搬経費等を入力



施業予定地の立木販売価格、
haおよびm³あたりの販売価格を算出



森林経営計画策定に向けて、
計画候補地の施業提案ツールとして
活用することが可能

森林計画樹立事業費 持続可能な森林経営強化支援事業

1 事業目的

「伐って・使って・植えて・育てる」という林業サイクルを循環させ、森林の多面的機能を持続的に発揮させるためには、主伐後の再造林などの森林整備を計画的にする必要があるが、森林所有者は、再造林コストの負担等から主伐後に再造林を行わず、放置されている森林が増加している。

このため、伐採業者と造林業者の連携による再造林コストの削減、森林経営計画の作成による再造林への支援や森林由来のＪークレジットによる経営支援等を効果的に組み合わせ、森林所有者の経営意欲の向上を図ることで、持続可能な森林経営を実現する。

2 事業内容

(1) 林業サイクル推進コーディネート事業

一貫作業による再造林コストの削減を促進するため、素材生産業者や森林組合の連携強化を図るとともに、森林所有者へ再造林の働きかけや長期受託契約に伴う森林経営計画の策定に向けた取り組みを進める。

(2) 森林Ｊークレジット創出支援事業

森林所有者との長期受託契約に基づき、森林経営計画を策定した森林においてＪークレジットの創出を促進するため、クレジット登録・認証取得に必要な計画書作成等に要する経費を支援する。[補助率：１／２以内]

3 事業実施主体

(1) 県（委託先：県森連）

(2) 県森連、森林組合、林業事業体 等

4 財源内訳

事業内容	6年度 予算額	7年度 予算額	財源内訳			備考
			国費	その他	県費	
林業サイクル推進コーディネート事業	4,300	4,300			4,300	
森林Ｊークレジット創出支援事業	3,300	6,000			6,000	
計	7,600	10,300			10,300	

5 予算額

10,300千円

6 事業実施期間

令和6年度～令和10年度

持続可能な森林経営強化支援事業

現状と課題

森林資源の適正管理と循環利用のための再造林

- ・伐採後の再造林が適切に行われず、放置されている森林が増加
- ・伐採業者と造林者が連携して、効率的な伐採・再造林を行うことが重要
- ・森林所有者に対して、地域の森林施業のモデルを示しながら、再造林の働き掛けが必要
- ・伐採・再造林を進める上で重要となる森林経営計画は減少傾向にあり、計画拡大に向けた取組を進め、J-クレジットなど新たな収入源を確保し、森林所有者の経営意欲の向上を図ることが必要

林業サイクル推進コーディネート事業

林業サイクル推進コーディネータ

(伐採業者と造林業者の連携促進)
(森林所有者への再造林の働き掛け)

連携働き掛け

連携働き掛け

伐採業者
(素材生産業者)

連携

役割分担・低コスト化

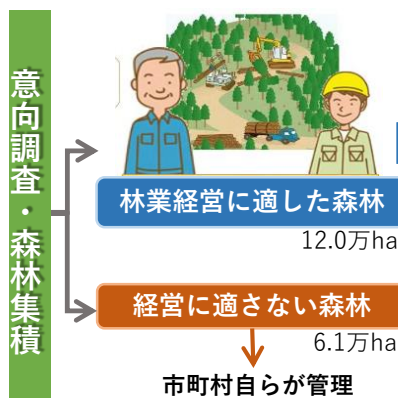
造林業者
(森林組合)
再造林・保育
経営計画
J-クレジット

森林所有者

・再造林
・長期委託 } 働き掛け

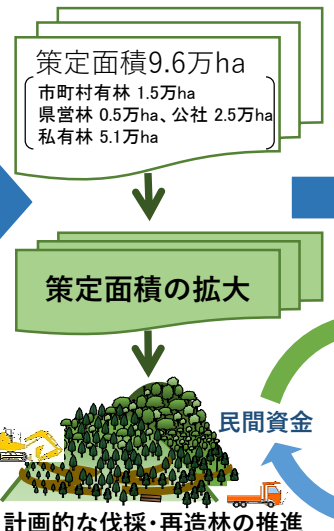
森林J-クレジット創出支援事業

計画的な伐採・再造林の推進 (天然林26.7万haを除く)



※12.0万ha、6.1万haは森林・林業ビジョンにおける推計値

森林経営計画の作成促進



J-クレジットによる民間資金の活用

⇒今後の展開

市町村、組合
(私有林を含む)

森林からクレジットを創出

↑県が創出経費
を支援

県南企業等へ売却

クレジット売却

J-クレジット認証・発行手続き

1 プロジェクトの登録

計画書作成

審査

認証委員会

承認

プロジェクト
登録

2 モニタリングの実施

報告書作成

検証

認証委員会

承認

クレジット
認証・発行

35

伐ったら植えよう！再造林

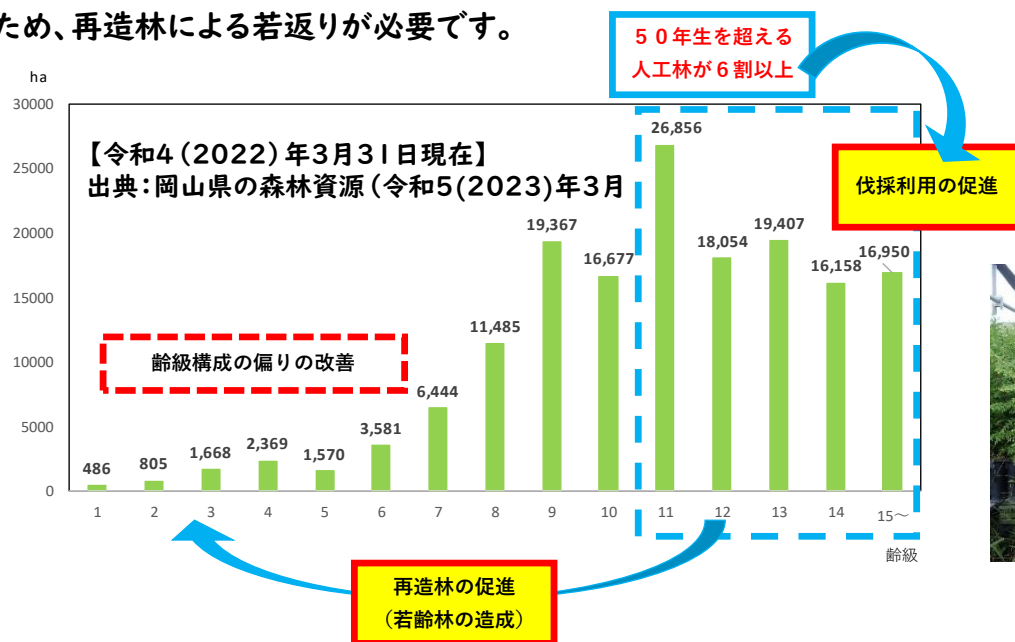
再造林はなぜ必要なの？

人の手によって植えられたスギやヒノキなどの人工林を伐採した跡地に、再び苗木を植えることを「再造林」といいます。

森林資源を次世代に繋げるため、「伐って・使って・植えて・育てる」林業サイクルを循環させ、木材生産や土砂災害防止、地球温暖化の緩和などの森林の多面的機能を持続的に発揮させるためにも、「再造林」を計画的に実施することが大切です。

■ 岡山県の人工林資源

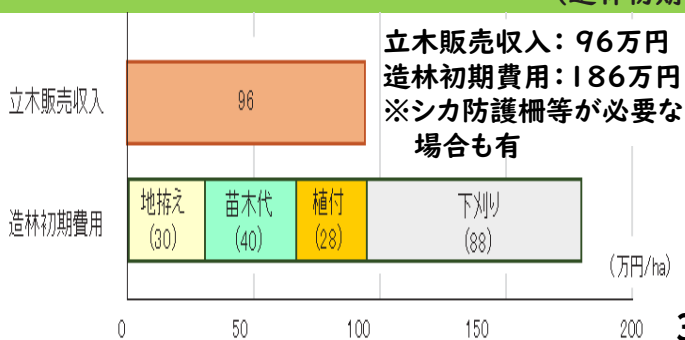
スギやヒノキを主とする人工林は年々充実しているものの、若い人工林が極端に少なくなっているため、再造林による若返りが必要です。



コンテナ苗(ヒノキ)

再造林費用はどのくらい掛かるの？

■ 立木販売収入と再造林費用 再造林費用は主伐による収入を大きく上回る。
(造林初期費用は立木販売収入のほぼ倍)



・林野庁業務資料(R2年標準単価より作成)
スギ3,000本/ha植栽、下刈5回
・立木販売収入はスギ山元立木価格にスギ10年齢級の平均材積315m³/haを乗じて算出

再造林への支援は裏面へ

再造林への支援はあるの？

将来の木材価格の見通しは難しいため、「再造林」をためらうことがあるかもしれません。

このため、当県では、極力、**森林所有者の自己負担無し**で再造林が実施できるよう、一貫作業※¹や低密度植栽※²等による低コスト再造林の普及を図るとともに、再造林に対し**手厚い補助**を実施しています。

- ※¹ 主伐（皆伐）と再造林を一貫して行い作業工程を省力化する作業
- ※² 従来、3,000本/ha程度で植栽していたものを 2,000本/ha以下で植栽し、苗木代や植え付け経費等が安価となる作業

①国・岡山県による補助金
最大87%の補助※³

②原木市場による助成金
最大150千円/haの助成※⁴

①と②を併用することで、再造林に必要な自己負担を大幅に軽減



岡山県マスコット
「ももっち・うらっち」



主伐

再造林



保育

作業区分	補助率	主な補助要件
地拵え、植付、苗木代	68%→87%	少花粉苗木による低密度植栽
下刈り	68%→100%	少花粉苗木による再造林地

- ※³ 森林経営計画に基づき、少花粉苗木を活用した低密度植栽(2,000本/ha以下)を行った場合は、県による補助率の嵩上げがあります。(獣害防止柵についても支援があります。)
- ※⁴ 森林組合を通じて、県森連共販所に出荷するなど、一定の条件があります。

伐採・再造林を行う時は森林経営計画の作成を！

森林経営計画は、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」等が自ら経営を行うまとまりのある森林を対象に、伐採や再造林などの施業等について作成する5年間の計画です。計画の認定を受けることで国や県から再造林等の支援を受けることができるため、計画の作成をお願いします。

■令和6年度 林業サイクル推進コーディネート事業（おかやま森づくり県民税活用）
・岡山県農林水産部林政課森林企画班 ☎086-226-7453
・委託実施機関：岡山県森林組合連合会
〒701-1202 岡山市北区櫛津4丁目-1 ☎086-236-6530

森林クラウドを活用した新たな森林管理システム支援事業 森林クラウド改修業務

1 事業の目的

市町村が森林経営管理制度による森林整備を推進するにあたり、森林所有者への意向調査や、調査結果に基づく経営管理集積計画※の策定及び森林経営計画の認定等を円滑に実施するため、森林の施業履歴の確認や林業経営に適した森林か否かの判断を行うことが必要となることから、市町村の事務の軽減や林業経営の判断を支援するため、県が保有する森林情報（森林クラウド）の充実を図る。

※市町村が経営管理を行うべきと判断した森林をとりまとめるときに作成する計画

2 事業の内容

(1) 施業履歴の整備

市町村が森林所有者へ意向調査するにあたり、過去に施業されていない森林を特定するため、造林事業等で実施した施業履歴の情報を整備する。

新 (2) 伐採及び伐採後の造林の届出制度管理機能の拡充

市町村が所掌する伐採及び伐採後の造林の届出制度は、令和4年度の制度改正により伐採前の届出に加え、伐採及び伐採後の造林完了後の報告が義務化されたことにより、年間約2,500件の届出があることから、その管理は繁雑になっている。

市町村が森林の立木の伐採及び伐採後の造林行為の実態を把握することは、適正な森林施業を確保し森林資源の状況等を把握する上で重要なことから、届出の管理を効率的に行うため、伐採及び伐採後の造林の届出の管理機能を拡充する。

新 (3) 森林経営計画作成機能の構築

市町村は経営管理制度を活用し集積・集約された森林で作成される森林経営計画の認定事務を行っているが、現行の森林経営計画作成支援システムは森林クラウドと連携していないため、森林クラウド上での区域表示や、森林整備の計画が表示できない状況となっている。

については、森林クラウドに森林経営計画作成支援システムを搭載することで、市町村による経営計画の認定事務や実行管理が確実に実施されるとともに、事務の簡素化につなげる。

3 事業実施主体

県（（1）森林組合等の事業体、（2）、（3）随意契約〔委託先：応用地質(株)等〕）

4 財源内訳

（単位：千円）

区 分	6年度 予算額	7年度 予算額	予 算 内 訳			備 考
			国 費	その他	県 費	
森林クラウド改修業務	24,420	14,916		14,916		森林環境 譲与税
計	24,420	14,916		14,916		

5 予算額 14,916千円（森林環境譲与税）

6 事業実施期間 令和6年度～令和10年度

森林経営計画作成機能の構築

- ・ 森林クラウドにおいて、「森林経営計画アシストシステム」を実装する。
- ・ 森林クラウドでの活用方法

森林経営管理制度を円滑に実施するため、経営管理実施権配分計画の公告後、市町村は、林業経営者に対して森林経営計画の策定を指導することとされており、現在多くの森林組合で利用している「森林経営計画アシストシステム」を実装することで、市町村はクラウド上で計画エリアの確認が可能となり、認定事務の効率化が図られる。また、クラウド上で森林経営計画作成エリアの把握が可能となるため、森林経営管理制度における意向調査を計画的に実施することが可能となる。

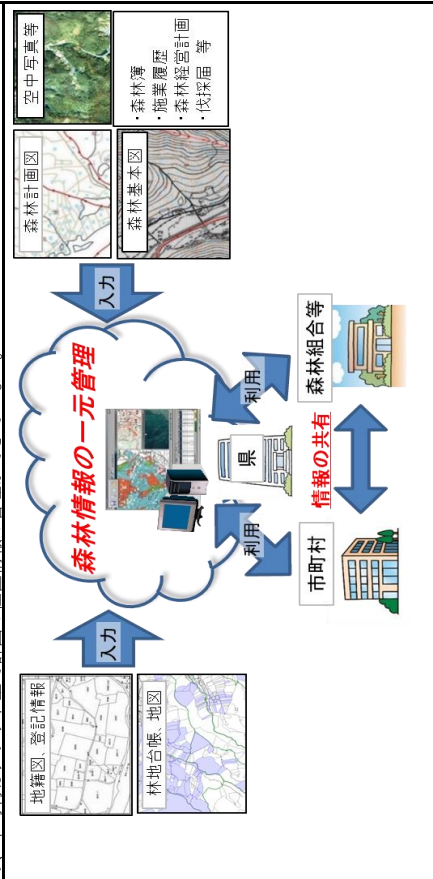
○森林経営計画アシストシステム

多くの森林組合が利用しているが、GIS上での位置情報が含まれておらず、市町村はGIS上で区域の把握ができていない。

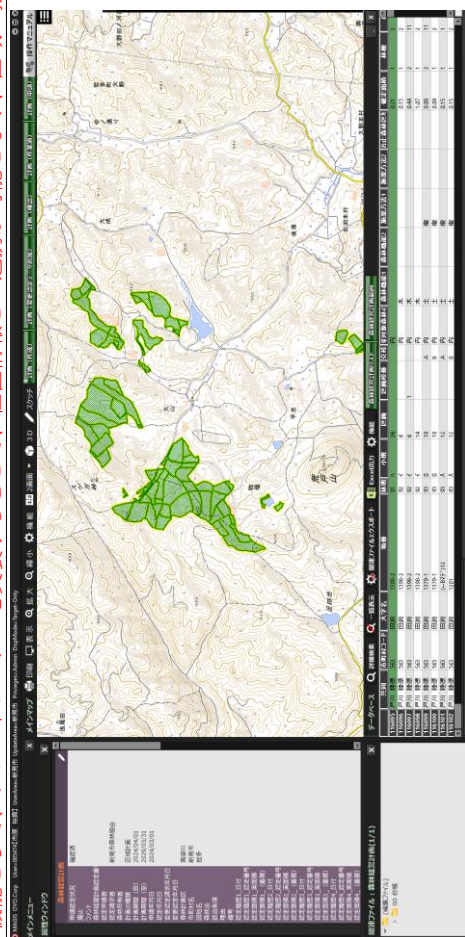
②森林データ欄

○森林クラウド

県、市町村、森林組合等が利用しており、森林運情報や資源情報などをGIS上で表示することが可能であるが、森林経営計画の策定・登録機能はシステム化されておらず、ほとんどの森林組合では利用されていないため、市町村はクラウド上で計画の位置情報の管理ができていない。



森林クラウドの機能として、アシストシステムを実装することで、位置情報との連携が可能となり、区域の把握が可能となる。



地域林業を支える技術者育成対策事業費 林業担い手育成総合対策事業

1 林業就業条件の改善

(1) 下刈り手当助成

ア 事業目的

下刈りを確実に推進するためには、夏場の炎天下で作業を行う人員の確保が必要不可欠である。
このため、下刈り手当を支給し就業条件の改善に努める事業体を支援し、労働力の確保に努める。

イ 事業内容

認定事業体又は一定要件を満たす林業事業体が雇用する林業従事者の下刈り手当の一部を助成する。

○対象者

認定事業体又は一定要件を満たす林業事業体に雇用され、下刈り作業に従事する者

○対象経費

下刈り作業の実施手当の支給が確認できる経費。ただし、少花粉スギ、ヒノキコンテナ苗を植栽し、造林補助金（下刈り）の交付を受けた一齢級までのものに限る。

ウ 補助率

1／2以内（ただし、上限1,000円／人日を上限とする。）

エ 事業費内訳

○下刈り面積 230ha

○補助額 $230\text{ha} \times 6.8\text{人日/ha} \times 2,000\text{円/人日} \times 1/2 \div 1,564\text{千円}$

少花粉スギ等造林対策事業 令和5年度実績 238.12ha

地域林業を支える技術者育成対策事業費（物価高騰支援分）

林業担い手育成総合対策事業

1 事業目的

近年の物価高騰の影響で、令和5年度の林業生産に係る経費は令和2年度と比較して、賃金で7%、軽油価格で26%、建設資材価格で41%上昇しており、認定事業体及び一定要件事業体は厳しい経営環境下に置かれている。このような環境下でも収益を確保するためには、伐採事業の拡大や再造林事業への参入等の事業規模の拡大や高性能林業機械を活用した伐採・再造林の一貫作業の導入による低コスト化により林業経営の効率化を図ることが重要な課題となっている。

事業規模を拡大するには、事業規模に見合った現場作業員を確保する必要があるが、林業は山奥の屋外作業であり、快適な職場環境とは言えず、就業を敬遠される一因となっており、誰でも働きやすい職場環境へ改善する必要がある。

また、伐採・再造林の一貫作業の導入による低コスト化には、高性能林業機械の稼働率を十分に高めることが必要であり、全ての現場作業員が全ての高性能林業機械を操作できる必要がある。高性能林業機械を操作するには、資格取得や特別教育の受講が必須であるが、取得経費が認定事業体及び一定要件事業体には大きな負担となっている。

そこで、物価高騰の影響で厳しい経営環境下に置かれている認定事業体及び一定要件事業体の林業経営効率化のために、林業の人材確保対策や伐採・再造林の一貫作業の導入による低コスト化に向けた支援を行っていく必要がある。

2 事業概要

(1) 林業人材確保対策支援

職場環境改善のため、移動式更衣室、仮設トイレ、簡易テント及びアシストスーツ等の導入を支援する。

(2) 外部研修受講料助成

高性能林業機械の資格取得や特別教育受講の経費の一部を助成する。

3 予算額

4, 300 千円（財源：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）

(1) 林業人材確保対策支援 3, 400 千円

(2) 外部研修受講料助成 900 千円

6 林整計 608 号
令和 7 年 3 月 3 日

各都道府県林務担当部長（別記参照） 殿

林野庁森林整備部計画課長

「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアルについて」の一部改正について

「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアルについて」（平成 20 年 11 月 4 日付け 20 林整計第 105 号）について別紙の新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適切な運用をお願いする。
あわせて、貴管下の市町村その他関係者への周知をお願いする。

（別記）

北海道林務担当部長、青森県林務担当部長、岩手県林務担当部長、宮城県林務担当部長、秋田県林務担当部長、山形県林務担当部長、福島県林務担当部長、茨城県林務担当部長、栃木県林務担当部長、群馬県林務担当部長、埼玉県林務担当部長、千葉県林務担当部長、東京都林務担当部長、神奈川県林務担当部長、新潟県林務担当部長、富山県林務担当部長、石川県林務担当部長、福井県林務担当部長、山梨県林務担当部長、長野県林務担当部長、岐阜県林務担当部長、静岡県林務担当部長、愛知県林務担当部長、三重県林務担当部長、滋賀県林務担当部長、京都府林務担当部長、大阪府林務担当部長、兵庫県林務担当部長、奈良県林務担当部長、和歌山県林務担当部長、鳥取県林務担当部長、島根県林務担当部長、岡山県林務担当部長、広島県林務担当部長、山口県林務担当部長、徳島県林務担当部長、香川県林務担当部長、愛媛県林務担当部長、高知県林務担当部長、福岡県林務担当部長、佐賀県林務担当部長、長崎県林務担当部長、熊本県林務担当部長、大分県林務担当部長、宮崎県林務担当部長、鹿児島県林務担当部長、沖縄県林務担当部長

(別紙)

○ 伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアルについて (平成 20 年 11 月 4 日 20 林整計第 105 号林野庁森林整備部計画課長通知) の一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
はじめに	【本マニュアルの目的】 (略)	はじめに	【本マニュアルの目的】 (略)
	【改正履歴】 (令和 4 年 3 月以降)		【改正履歴】 (令和 4 年 3 月以降)
○令和 4 年 3 月の主な改正内容	○令和 6 年 3 月の主な改正内容 (略)	○令和 4 年 3 月の主な改正内容	○令和 6 年 3 月の主な改正内容 (略)
	○令和 7 年 3 月の改正内容 ・「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和 6 年 12 月 24 日閣議決定)に基づき、市町村が任意で届出書に記載事項を追加できるところを記載		(新設)
II 事務処理マニュアル		II 事務処理マニュアル	
1 事務処理の流れ	「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度」の流れについては、フローチャート (次頁) のとおりです。	1 事務処理の流れ	「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度」の流れについては、フローチャート (次頁) のとおりです。
	本章では、フローチャートの順に必要な手続やチェック項目、留意すべき事項などを記しています。		本章では、フローチャートの順に必要な手続やチェック項目、留意すべき事項などを記しています。
伐採及び伐採後の造林の届出等の制度フローチャート (略)		伐採及び伐採後の造林の届出等の制度フローチャート (略)	

(1) (略) (2) 伐採及び伐採後の造林の届出制度 ① 記載事項の確認 ア～ウ (略) ※ 届出書は、定められた様式 (IV参考④参照) を用います。	(1) (略) (2) 伐採及び伐採後の造林の届出制度 ① 記載事項の確認 ア～ウ (略) ※ 届出書は、定められた様式 (IV参考④参照) を用います。 ※ 様式には、市町村が任意で記載事項を追加する事も可能です (例：再造林の促進に向け、届出書に記載された内容を地域の林業事業者等の第三者へ提供することについて、届出人の同意を取得するための欄を設ける等)。 ※ 森林所有者等が市町村の補助を受けて伐採を行う場合であって、当該伐採に係る市町村への補助申請書等において、上記の記載事項と同等の内容が網羅され、市町村森林整備計画との適合が確認可能であるときは、当該補助申請書等を届出書を兼ねるものとして取り扱って差し支えありません。この場合、当該補助申請書等に届出書を兼ねるものである旨を明記して下さい。 ②～⑫ (略) (3) ～ (5) (略)
(1) (略) (2) 伐採及び伐採後の造林の届出制度 ① 記載事項の確認 ア～ウ (略) ※ 届出書は、定められた様式 (IV参考④参照) を用います。なお、森林所有者等が市町村の補助を受けて伐採を行う場合であって、当該伐採に係る市町村への補助申請書等において、上記の記載事項と同等の内容が網羅され、市町村森林整備計画との適合が確認可能であるときは、当該補助申請書等を届出書を兼ねるものとして取り扱って差し支えありません。この場合、当該補助申請書等に届出書を兼ねるものである旨を明記して下さい。 (新設) (新設) ②～⑫ (略) (3) ～ (5) (略)	(1) (略) (2) 伐採及び伐採後の造林の届出制度 ① 記載事項の確認 ア～ウ (略) ※ 届出書は、定められた様式 (IV参考④参照) を用います。なお、森林所有者等が市町村の補助を受けて伐採を行う場合であって、当該伐採に係る市町村への補助申請書等において、上記の記載事項と同等の内容が網羅され、市町村森林整備計画との適合が確認可能であるときは、当該補助申請書等を届出書を兼ねるものとして取り扱って差し支えありません。この場合、当該補助申請書等に届出書を兼ねるものである旨を明記して下さい。 (新設) (新設) ②～⑫ (略) (3) ～ (5) (略)

2 ～ 1 0 （略）	2 ～ 1 0 （略）
-------------	-------------

(様式第1号)

伐採及び伐採後の造林の届出書

年 月 日

延岡市長様

○森林所有者

(法人の場合)法人登録番号()

住所

氏名 印

土地名義人との続柄 ()

電話番号

○伐採する者

(立木を伐採する権原を有する者)

(法人の場合)法人登録番号()

住所

氏名 印

電話番号

○伐採後の造林をする者

(造林をする権原を有する者)

(法人の場合)法人登録番号()

住所

氏名 印

電話番号

○仲介業者/伐採事業者

(立木を伐採する権原を有しない者)

(法人の場合)法人登録番号()

住所

氏名 印

電話番号

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

○ 再造林等に係る情報提供の同意(同意する場合は☑をつけてください。)

☐再造林の推進に活用するために、本届出書の記載内容を、延岡市長が延岡地区森林組合に提供すること並びに延岡地区森林組合が宮崎県庁ホームページに掲載されている「再造林推進ネットワーク会員リスト」中の素材生産事業者及び造林事業者に提供することに同意します。

1 森林の所在場所

延岡市	町大字	字	番
(林小班:)			

2 伐採の計画

伐採内容	面積	樹種	林齢	伐採率	伐採の期間	
	ha			%	年 月 日～	年 月 日
	ha			%	年 月 日～	年 月 日
	ha			%	年 月 日～	年 月 日
伐採方法		主伐(皆伐・択伐)・間伐			集材・搬出方法	
路網の設置の有無		有 無			路網の設置延長	m

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積(A+B+C+D)		ha
人工造林による面積(A+B)		ha
植栽による面積(A)		ha
人工播種による面積(B)		ha
天然更新による面積(C)		ha
ぼう芽更新による面積(C)		ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・なし・その他()	
天然下種更新による面積(D)		ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・なし・その他()	

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	造林面積(樹種別)	植栽本数(樹種別)	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林 (植栽・人工播種)	～					
天然更新 (萌芽更新・天然下種更新)	～					
5年後において的確な更新がなされていない場合						

(鳥獣対策欄には、防護柵の設置や幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること)

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

4 適合通知書

必要・不要

5 備考

--

森林クラウドを活用した新たな森林管理システム支援事業 森林クラウド改修業務

1 事業の目的

市町村が森林経営管理制度による森林整備を推進するにあたり、森林所有者への意向調査や、調査結果に基づく経営管理集積計画※の策定及び森林経営計画の認定等を円滑に実施するため、森林の施業履歴の確認や林業経営に適した森林か否かの判断を行うことが必要となることから、市町村の事務の軽減や林業経営の判断を支援するため、県が保有する森林情報（森林クラウド）の充実を図る。

※市町村が経営管理を行うべきと判断した森林をとりまとめるときに作成する計画

2 事業の内容

(1) 施業履歴の整備

市町村が森林所有者へ意向調査するにあたり、過去に施業されていない森林を特定するため、造林事業等で実施した施業履歴の情報を整備する。

新 (2) 伐採及び伐採後の造林の届出制度管理機能の拡充

市町村が所掌する伐採及び伐採後の造林の届出制度は、令和4年度の制度改正により伐採前の届出に加え、伐採及び伐採後の造林完了後の報告が義務化されたことにより、年間約2,500件の届出があることから、その管理は繁雑になっている。

市町村が森林の立木の伐採及び伐採後の造林行為の実態を把握することは、適正な森林施業を確保し森林資源の状況等を把握する上で重要なことから、届出の管理を効率的に行うため、伐採及び伐採後の造林の届出の管理機能を拡充する。

新 (3) 森林経営計画作成機能の構築

市町村は経営管理制度を活用し集積・集約された森林で作成される森林経営計画の認定事務を行っているが、現行の森林経営計画作成支援システムは森林クラウドと連携していないため、森林クラウド上での区域表示や、森林整備の計画が表示できない状況となっている。

については、森林クラウドに森林経営計画作成支援システムを搭載することで、市町村による経営計画の認定事務や実行管理が確実に実施されるとともに、事務の簡素化につなげる。

3 事業実施主体

県（（1）森林組合等の事業体、（2）、（3）随意契約〔委託先：応用地質(株)等〕）

4 財源内訳

(単位：千円)

区 分	6年度 予算額	7年度 予算額	予 算 内 訳			備 考
			国 費	その他	県 費	
森林クラウド改修業務	24,420	14,916		14,916		森林環境 譲与税
計	24,420	14,916		14,916		

5 予算額 14,916千円（森林環境譲与税）

6 事業実施期間 令和6年度～令和10年度

(2) 伐採及び伐採後の造林の届出制度管理機能の拡充

- ・ 森林クラウドにおいて、伐採届を適正かつ効率的に管理できるようにするため、伐採届機能に伐採届整理台帳の作成・出力機能を追加する。
 - ・ 森林クラウドでの活用方法
- 伐採届は、伐採前の届出と伐採後・造林後の状況報告の3回届出が必要であり、森林クラウドの03伐採届整理台帳を追加し、伐採報告等の管理項目を設ける。
- また、既存の伐採届の情報入力シートへの誤入力を無くするため、入力に当たっての留意事項等の説明書きを時点修正・追加等する。

森林クラウド メインメニュー

00 インフォメーション
00 サポート情報
01 森林計画図・森林簿
02 地域森林計画 (編成)
03 市町村森林整備計画
04 森林異動情報
05 土地の所有者届出
06 伐採届
2021年度まで
2022年度から
01 電子申請 (申請→受理)
01 伐採届 (申請) (林業事業体)
02 伐採届 (受理) (市町村)
02 伐採届 (市町村登録と電子申請受理)
01 伐採届 (10条8) (人工造林)
02 伐採届 (10条8) (天然更新)
03 伐採届 (10条8) (森林以外へ転用)
04 伐採届 (10条8) (間伐)
05 森林整備計画 (15条)
06 保安林 (34条) (択伐・間伐)
07 伐採届整理台帳 (追加)
08 森林経営計画
09 造林補助事業管理
20 山地災害危険地区
22 治山施設
23 森林整備
26 データ作成
30 森林条件抽出
31 森林経営管理

03伐採届整理台帳

03伐採届整理台帳 (追加)

03伐採届整理台帳 ※管理機能等を設ける

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

03伐採届整理台帳 ※管理機能等を設ける

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

03伐採届整理台帳 ※管理機能等を設ける

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

03伐採届整理台帳 ※管理機能等を設ける

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

03伐採届整理台帳 ※管理機能等を設ける

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

03伐採届整理台帳 ※管理機能等を設ける

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54																																														

コンテナ苗で広げる花粉レスの森づくり事業

1 事業目的

「伐って・使って・植えて・育てる」という林業サイクルの循環のためには主伐・再造林を進める必要があり、合わせて国民の約4割以上を苦しめている花粉症の対策も行う必要がある。

しかし、主伐による収入で再造林に要する費用を賄えないため、再造林率は低い状況にある。

このため、再造林の低コスト化及び花粉症対策苗木の使用による再造林を推進することとし、そのために必要な少花粉種子及びコンテナ苗木の安定生産を図るものである。

2 事業主体

県、市町村、森林組合、森林所有者等

3 事業内容

(1) 少花粉種子の増産対策 (19,210千円 県森林研究所)

既存の採種園の管理に加えて、採種園の新規造成や種子採取工程の効率化等に取り組む。

(2) コンテナ苗生産効率化 (10,902千円 苗木生産組合)

ア 低コスト生産実証委託 (400千円 苗木生産組合)

コンテナ苗の生産拡大と低コスト生産の実証を行う。

イ 少花粉コンテナ苗生産者支援事業 (9,235千円 苗木生産組合、生産事業者)

少花粉コンテナ苗の計画的かつ安定的な生産に必要な資機材導入を支援する。令和7年度は支援対象を岡山県山林種苗協同組合以外の生産者に広げる。

ウ 少花粉コンテナ苗生産技術の研修事業委託 (1,267千円 苗木生産組合)

少花粉コンテナ苗の生産技術研修会の開催等により、生産技術向上への支援を行う。

(3) 植替えの促進 (230,540千円 市町村、森林組合、森林所有者等)

ア 少花粉スギ等造林対策 (70,040千円 市町村、森林組合等)

少花粉スギ・ヒノキ苗木による植替えを促進するため、植栽(作業道作設含む)及び下刈りに対して支援を行う。

イ 一貫作業の推進 (160,500千円 市町村、森林組合等) ※造林補助事業費に計上

一貫作業による再造林の低コスト化を支援する。

(4) 普及啓発 (1,105千円 県)

ア 中国地方各県との広域連絡会議の開催(105千円)

イ 花粉発生源対策普及啓発物品の作成・配布 (1,000千円)

4 財源内訳

(単位:千円)

事業区分	6年度 予算要求額	7年度 予算要求額	財源内訳			備考
			国費	県費	その他	
少花粉コンテナ苗増産による再造林推進事業	90,332	101,257			101,257	森税

5 予算要求額

101,257千円

6 事業実施期間

令和6年度～10年度

コンテナ苗で広げる花粉レスの森づくり事業

現状

岡山県の再造林率 ⇒ **低い状況**

皆伐面積	再造林面積	再造林率
409ha	91ha	22%

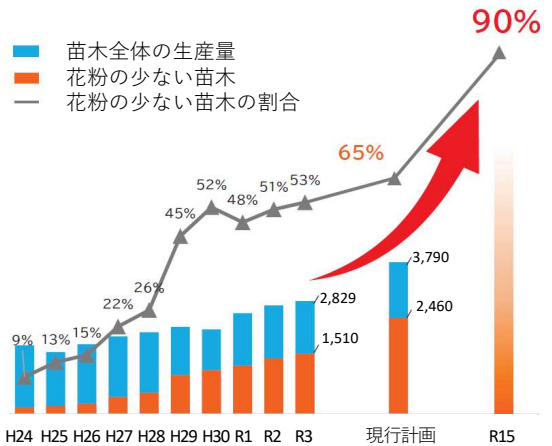
H30(2018)～R3(2021)年度の平均

再造林を行わない理由 ⇒ **費用・収入面**

主伐の収入で主伐又は再造林費用をまかなえないため	20
再造林しても将来の収入に不安があるため	17
森林経営に興味がないため	10
主伐後天然更新による広葉樹林化を進めたいため	10
路網整備が進んでいないため	5
再造林後のシカ等による獣害を防げないため	5
主伐を行わず間伐を繰り返す予定であるため	5
再造林のための苗木を準備できないため	1
その他	2

国の花粉症対策の全体像

⇒ **少花粉苗木の生産（植替え）増加**を目標



再造林の低コスト化及び花粉症対策に資する**少花粉コンテナ苗木**を活用する必要がある

課題

- ①現在の少花粉種子生産計画では、再造林面積の増加に伴う、**苗木需要の増加に対応できない**
※R4生産実績：約100万本 → **R15生産目標：約150万本（約1.5倍）**
- ②造林者にコンテナ苗のメリットが普及した結果、現在、**コンテナ苗木が不足している現状**
※裸苗を含めた苗木全体では充足しているが、コンテナ苗は急な需要増加が原因で不足している
- ③コンテナの利点を活かしてきれていない ⇒ **再造林の低コスト化に繋がる施業が進んでいない**

対策

①少花粉種子の増産対策

- 採種労務の増加
・会計年度任用職員の拡充、業務委託
- 採種機材設備の拡充
・高所作業車、球果夾雑物除去機、乾燥機、冷蔵庫、倉庫等の追加導入
- 採種園の造成
・新設造成、林業機械グラップルの追加導入等



コンテナ苗生産機械

②少花粉コンテナ苗の生産効率化

- 生産施設・資材の支援
・コンテナ苗生産の新規参入や生産規模拡大の希望者に対して、施設や資材を支援（かんがい用水源整備、ハウス等生産設備、コンテナトレイ等生産資材）
- 生産者向け研修会・先進地視察の開催
・コンテナ苗生産者の生産性向上に資する研修会や先進地視察の実施を支援



ハウス・灌水設備

③伐採・再造林の一貫作業の推進(低コスト化)



伐採から植栽までを連続して実施する効率的な一貫作業を推進し、再造林の低コストを図る。一貫作業に効果的な（植栽時期が限定されない）少花粉コンテナ苗を活用する。

効果

再造林の増加・花粉症対策の推進 ⇒ **森林の多面的機能発揮・快適な生活環境形成**

コンテナ苗で広げる花粉レスの森づくり事業
(②コンテナ苗生産効率化)
[少花粉コンテナ苗生産者支援事業]

1 事業目的

主伐期を迎えている森林の伐採・再造林を推進するためには低コスト化を図ることが重要で、その手法の一つとして伐採・植栽を連続して実施する一貫作業がある。その中で年間を通じて植栽が可能な「コンテナ苗」は非常に重要な役割を果たしており、近年需要が急激に高まってコンテナ苗が不足する状況となっている。

このため、新たにコンテナ苗生産に取り組む生産者やコンテナ苗生産規模拡大に取り組む生産者を対象に施設や資材の導入を支援するとともに苗木生産に必要な技術を指導し、コンテナ苗の増産を図るものである。

2 事業主体

岡山県山林種苗協同組合、苗木生産事業者（R7 拡充）

3 事業内容

新たにコンテナ苗の生産に取り組む苗木生産者やコンテナ苗の生産規模拡大に取り組む苗木生産者が必要とする資機材の導入を支援し、森林研究所職員が林業普及指導員と連携して苗木生産に必要な技術指導を実施する。

導入予定の施設・資材：灌水施設一式、コンテナ苗採取機、育苗用トレイ 等

4 事業の目標、効果

コンテナ苗生産に必要な施設・資材の導入を支援し、森林研究所職員等が技術指導を行うことにより、コンテナ苗の増産を促進することができ、再造林面積の増加に伴う苗木需要の増加に対応する。

R4 生産実績：約 100 万本 → R15 生産目標：約 150 万本（約 1.5 倍）

5 負担区分

（単位：千円）

内 容	6 年度 予算額	7 年度 予算額	財 源 内 訳			備 考
			国費	県費	その他	
苗木生産者育成対策事業（R6 事業）	6,676	—				
少花粉コンテナ苗ビギナー生産者支援事業（R6 事業）	3,350	—				
少花粉コンテナ苗生産者支援事業（R7 事業）	—	9,235			9,235	おかやま森づくり県民税
合 計	10,026	9,235			9,235	

6 予算要求額

9, 2 3 5 千円

7 事業実施期間

令和 7～10 年度

再造林推進のためのシカ林業被害総合対策事業

1 事業目的

「伐って・使って・植えて・育てる」という林業サイクルの循環のためには、低位にとどまっている再造林率を底上げする必要がある。

一方で、近年、シカの分布域の拡大に伴い造林木に対するシカの食害が急増しており、食害に伴う造林木の枯死により、森林の確実な更新が困難となるおそれがある。しかしながら、再造林地において、シカの捕獲が進んでいないことや森林所有者の費用負担が大きいことから、防護対策のみの被害防止には限界があり、これが経営意欲低下の一因となっている。

このため、防護と併せて捕獲を行う被害防止体制の整備やシカ被害に強い低コスト再造林対策が必要であることから、これらに取り組むモデル地区への支援等を行う。

2 事業主体

県（3(1)、(2)エ（委託））、市町村・森林組合等（3(2)ア～ウ）

3 事業内容

モデル地区（4地区）において実施する効果的な防護対策及び捕獲対策の支援等を行う。

（1）被害防止対策実施体制の整備【1,000千円】

市町村、森林組合等、猟友会等関係者による実施体制の整備に向けた協議会を開催

（2）シカ被害に強い低コスト再造林対策【4,841千円】

ア 効果的な防護の推進【2,816千円】（おかやま元気な森づくり推進事業で要求）

シカの通り道等を避けた防護柵の設置（ブロックディフェンス）や植栽木の単木保護、ドローンによる防護柵等の見回りに要する経費の一部を支援（全額をおかやま元気な森づくり推進事業で要求）

イ 捕獲対策【177千円】

再造林地周辺でのシカ捕獲を推進するため、森林組合等が購入する誘引式くくりわな等の経費の一部を支援する。

ウ 伐採・再造林一貫作業との連携【893千円】（造林補助事業費で要求）

一貫作業と併せて行うシカ処分穴の掘削及び低密度植栽の経費の一部を支援（処分穴掘削（42千円）を新規（森税）で要求、低密度植栽（851千円）を造林補助事業費で要求）

エ 大苗植栽によるシカ食害軽減実証事業【955千円】

地形等の制約により防護柵を設置できない箇所等において、シカの食害を受けにくい大苗を植栽し、効率的かつ効果的なシカ食害対策を実証（R6年度～：大苗生産方法の調査、R7年度～：林地への植栽）

4 負担区分

（単位：千円）

事業区分	7年度予算額	財源内訳			備考
		国費	県費	その他	
再造林推進のためのシカ林業被害総合対策事業	2,174			2,174	森税

5 予算額

5,841千円

うち本事業分 2,174千円（内訳 森税 2,174千円）

再掲分 3,667千円（内訳 国庫 638千円、一財 213千円、森税 2,816千円）

6 事業実施期間

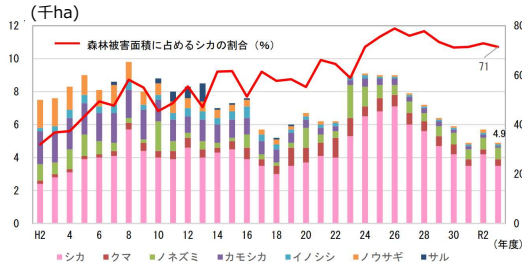
令和6年度～8年度

再造林推進のためのシカ林業被害総合対策

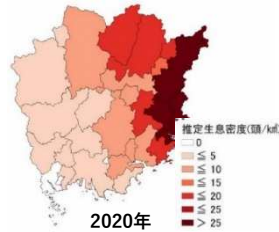
現状

- 近年、シカの分布域の拡大に伴い造林木に対するシカの食害が急増しており、食害に伴う造林木の枯死により、森林の確実な更新が困難となるおそれがある。
- 再造林地において、シカの捕獲が進んでいないことや森林所有者の費用負担が大きいことから、防護対策のみの被害防止には限界があり、これが経営意欲低下の一因となっている。

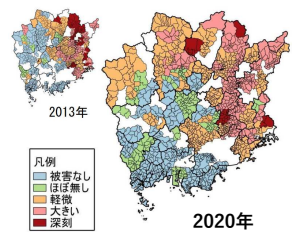
全国の森林被害面積 ⇒ **シカが約7割**



岡山県のシカ分布 ⇒ **拡大**



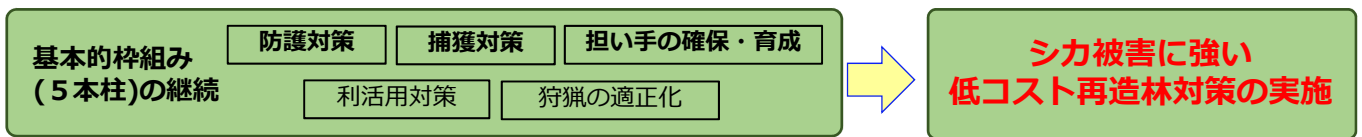
岡山県のシカ被害状況 ⇒ **拡大・深刻化傾向**



課題

- 【課題①】再造林地周辺において防護と併せて捕獲を行う被害防止対策実施体制の整備が必要。
- 【課題②】再造林地に特化した被害防止対策（**低コスト再造林対策**）の確立が必要。

対策



事業内容（モデル地区への支援）

①体制づくり（被害防止対策実施体制の整備）

- 市町村、森林組合・森林所有者、猟友会等の関係者による実施体制整備協議会の設置・開催

再造林地の防護とその周辺での捕獲体制整備による森林内のシカ被害対策のモデルを構築

- ◇効果的な防護のための伐採・再造林方法の検討
- ◇現地の条件に合った防護・捕獲対策の検討
- ◇専門家の活用による地域の実情に応じた被害対策技術の検討
- ◇市町村森林整備計画や森林経営計画への反映

②シカ被害に強い低コスト再造林対策

(1)防護対策【効果的な防護】

- ◇シカ道を選んだ防護柵の設置（ブロックディフェンス等）
- ◇単木保護

(2)捕獲対策【捕獲圧強化】

- ◇くくりわな・電気止め刺し器・保定具等の購入支援

(3)伐採・再造林の一貫作業との連携【低コスト化】

- ◇一貫作業時にシカ処分穴を掘削 ◇フォワーダで防護資材を運搬
- ◇低密度植栽（2,000本/ha等） ◇下刈りコストの削減

(4)大苗植栽の実証【実証事業の委託】

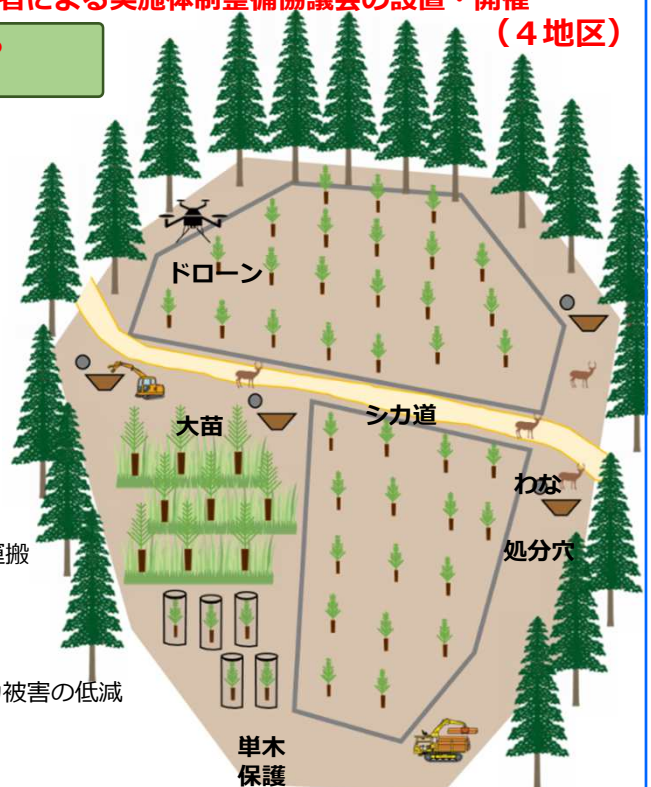
- ◇防護柵設置困難箇所への大苗植栽の実証
- ◇植栽本数及び下刈り回数の削減 ◇下草繁茂による苗木のシカ被害の低減
- ◇シカ被害を受けやすい期間を短縮（早期成長）

(5)ドローンの活用【省力化】

- ◇ドローンによる防護柵等の見回り

事業費 5,841千円

（財源：森づくり県民税4,990千円、国庫638千円、一般財源213千円）



効果

再造林の円滑な推進 ⇒ **林業サイクルの循環、森林の公益的機能発揮**

確実な再造林に向けた対策検討会議
伐採・再造林連携推進検討部会 次第

日 時：令和7年1月29日（水）

11：00～12：00

場 所：ピュアリティまきび 3階 橘

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

（1）再造林に係るシカの林業被害対策について

- ・ 県の取り組み状況及び補助事業の紹介
- ・ 造林地におけるシカ被害対策の考え方等について（解説）

（2）その他

4 閉 会

確実な再造林に向けた対策検討会議
伐採・再造林連携推進検討部会 出席者名簿

1 出席者

委員氏名	職 名	備考
山 崎 準	近畿中国森林管理局岡山森林管理署長	
上 野 康 史	近畿中国森林管理局森林技術・支援センター所長	
年 岡 幹 雄	津山市農林部森林課長	
安 達 喜 彦	新見市産業部林業振興課長	
石 原 匡 師	真庭市林業・バイオマス産業課長	
中 村 伸 介	美作市農林政策部森林政策課長	
藤 井 教 司	新庄村産業建設課長	
萩 原 勇 一	西栗倉村産業観光課長	
矢田貝 茂	一般社団法人岡山県木材組合連合会専務理事	
小 椋 秀 司	岡山県山林種苗協同組合事務局長	
三 宅 美 裕	農林水産部治山課長	(部会長)
内 山 貴 博	備前県民局農林水産事業部森林企画課長	
井 上 昌 則	備中県民局農林水産事業部森林企画課長	
岡 川 勝 利	美作県民局農林水産事業部森林企画課長	
武 田 保	農林水産総合センター森林研究所長	

2 事務局

氏 名	職 名	備考
真栄田 節 夫	農林水産部治山課造林班総括副参事（造林班長）	
駒 井 洋 平	農林水産部治山課造林班副参事	
福 島 慎 介	農林水産部治山課造林班副参事	
阿 部 豪	(株) 野生鳥獣対策連携センター取締役	(講師)

確実な再造林に向けた対策検討会議部会等運営要領

制定 令和5年6月1日付け、林第154号

（目的）

第1 この要領は、確実な再造林に向けた対策検討会議（以下「検討会議」という。）運営要領第6の規定により、部会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2 部会は、検討会議の委員で組織し、別表の職にあるものを充てる。

2 部会には必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

3 部会には部会長を置き、部会長は会務を統轄する。

4 伐採・再造林連携推進検討会の部会長は、農林水産部治山課長の職にあるものを充て、森林経営計画策定推進検討会の部会長は、農林水産部林政課長の職にあるものを充てる。

（会議）

第3 部会は部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長になって運営する。

2 部会の協議が終了したときは、検討会議にその結果を報告するものとする。

（部会の協議事項等）

第4 部会は、第5に定める地域再造林推進ワーキンググループ（以下「再造林WG」という。）が第7により報告した内容等について協議を行う。

2 部会は、再造林WGの検討結果に対し、必要な情報の提供やアドバイスを行う。

（地域再造林推進WG）

第5 再造林に係る地域の課題や対策を検討するため、原則、林業普及指導区ごとに再造林WGを設置する。

2 再造林WGは、林業普及指導員、市町村、森林組合及び林業事業体等で構成し、その代表は地区主任林業普及指導員（以下「地区主任」という。）が務める。

3 再造林WGは地区主任が必要に応じて招集し、地区主任が議長になって運営する。

（再造林WGの検討事項）

第6 再造林WGは次の事項について協議し、地域の課題解決に向けて取り組むものとする。

（1）技術支援に関する事項

- ① 伐採・再造林連携等に係るガイドラインの検討
- ② 林業事業体における自主行動規範の策定
- ③ 伐採事業者と造林事業者との連携協定等
- ④ 伐採再造林の低コスト化に向けた取組
- ⑤ その他必要事項

(2) 経営支援に関する事項

- ① 森林経営計画策定の課題
- ② 林業経営適地の検討
- ③ 森林経営計画を活用した新たな取組（J-クレジット制度等）
- ④ 再造林等森林整備に要する経費の実態確認
- ⑤ 課題解決のフォロー体制の構築
- ⑥ その他必要事項

(部会と再造林WGの連携)

第7 再造林WGは協議の状況を取りまとめ、部会に次の期日までに報告する。

- (1) 当該年度の間接報告を毎年8月末
- (2) 当該年度の活動成果を毎年1月末

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか部会及び再造林WGに必要な事項は、部会において別に定める。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

確実な再造林に向けた対策検討会議部会構成員

組 織	伐採・再造林 連携推進検討会	森林経営計画 策定推進検討会
近畿中国森林管理局岡山森林管理署長	アドバイザー	
近畿中国森林管理局 森林技術・支援センター所長	アドバイザー	
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備 センター中国四国整備局長		アドバイザー
津山市森林政策課長	○	○
新見市林業振興課長	○	○
真庭市林業・バイオマス産業課長	○	○
美作市森林政策課長	○	○
新庄村産業建設課長	○	○
鏡野町産業観光課長	○	○
西栗倉村産業観光課長	○	○
岡山県森林組合連合会 代表理事専務		○
一般社団法人岡山県木材組合連合会 専務理事	○	
岡山県山林種苗協同組合 事務局長	○	
農林水産部林政課長		○
農林水産部治山課長	○	
備前県民局森林企画課長	○	○
備中県民局森林企画課長	○	○
美作県民局森林企画課長	○	○
農林水産総合センター森林研究所長	○	

再造林推進のためのシカ林業被害総合対策について

「伐って・使って・植えて・育てる」という林業サイクルを活性化させるため、利用期を迎えた人工林を伐採し、その跡地には再造林を行うことを推進しているところであるが、近年、シカの分布域の拡大に伴い、造林木の食害が深刻化している。

このため、今年度から、地域ごとに被害防止体制を整備して、これまでの防護に加え、捕獲の強化や被害を受けにくい再造林方法の導入など、地域の実情にあった総合的な対策を進めることとした。

1 被害防止対策実施体制の整備

市町村、森林組合、猟友会等の関係者によるシカ被害防止対策実施体制（協議会）を4地区（モデル地区）で整備し、次の事項等について検討を行う。

- ・現地の条件に合った防護、捕獲対策
- ・効果的な防護のための伐採・再造林方法
- ・専門家の活用による地域の実情に応じた被害対策技術

<実施体制の整備状況>

地区名	場所(森林所有者)	設立日	構成員
津山市	津山市中北上地内 (民間企業)	7月29日	県、市、津山市森林組合、津山地区猟友会、森林所有者
鏡野町	鏡野町土生、中谷地内 (民間企業)	7月24日	県、町、作州かがみの森林組合、津山地区猟友会、森林所有者
真庭市	真庭市鉄山地内 (真庭市)	7月24日	県、市、真庭森林組合、真庭地区猟友会 等
奈義町	奈義町馬桑地内 (奈義町：豊並財産区)	7月30日	県、町、奈義町森林組合、勝英地区猟友会

2 シカ被害に対する主な対策

対 策	検討の内容
効果的な防護	防護柵(ブロックディフェンス)、単木保護による防護 など
捕獲の強化	くくりわなの設置方法、安全な止めさしの方法 など
対策の低コスト化	伐採時にシカ処分穴掘削、重機による防護柵資材の運搬 など
再造林の方法	1.5m 超の大苗植栽、下刈りの工夫 など
対策の省力化	ドローンによる防護柵等の見回り など

3 今後の進め方

- ・専門家を交えた現地検討等を行い、各協議会において実施する対策等を決定する。

【現地検討】 津山市：伐採後に開催予定

鏡野町：11月11日実施済

真庭市：11月18日実施済

奈義町：10月15日実施済

- ・関係者が連携してその対策等を実施し、併せて効果等の検証を行う。（3年間）
- ・モデル地区ごとに実施した対策の結果を他の地域と共有する。

再造林推進のためのシカ林業被害総合対策

事業内容（モデル地区への支援）

①体制づくり（被害防止対策実施体制の整備）

- 市町村、森林組合・森林所有者、猟友会等の関係者による実施体制整備協議会の設置・開催（4地区）

再造林地の防護とその周辺での捕獲体制整備による
森林内のシカ被害対策のモデルを構築

- ◇効果的な防護のための伐採・再造林方法の検討
- ◇現地の条件に合った防護・捕獲対策の検討
- ◇専門家の活用による地域の実情に応じた被害対策技術の検討
- ◇市町村森林整備計画や森林経営計画への反映

②シカ被害に強い再造林対策

（１）効果的な防護

- ◇シカ道を避けた防護柵の設置（ブロックディフェンス等）
- ◇単木保護

（２）捕獲の強化

- ◇くくりわな・電気止め刺し器・保定具等

（３）対策の低コスト化

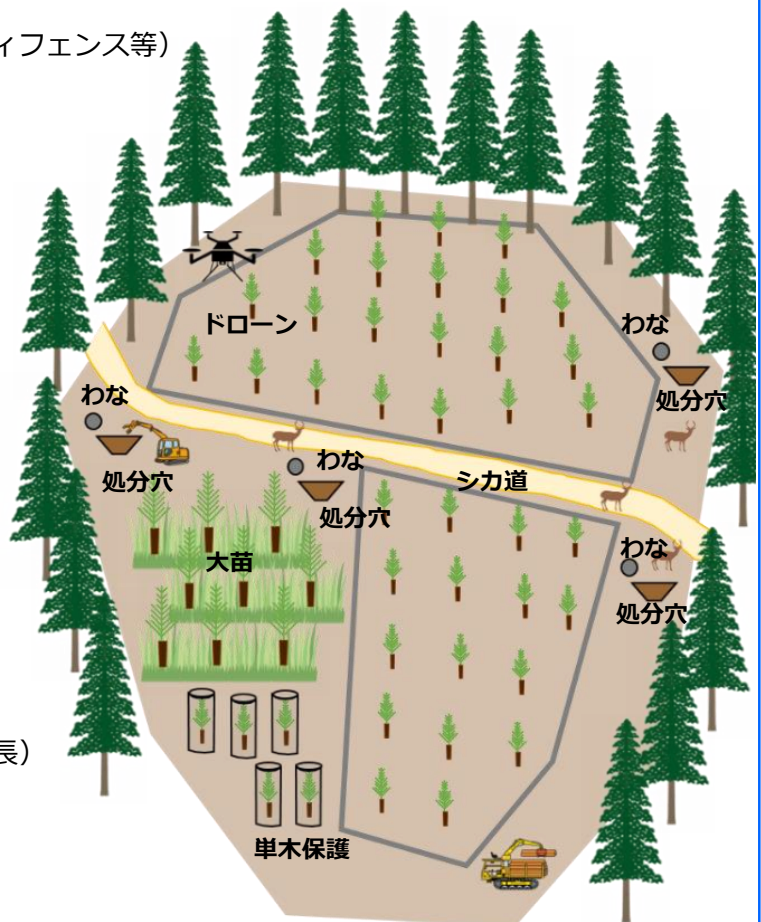
- ◇一貫作業時にシカ処分穴を掘削
- ◇フォワーダで防護資材を運搬
- ◇低密度植栽（2,000本/ha等）

（４）再造林の方法

- ◇防護柵設置困難箇所への大苗植栽の実証
- ◇下草繁茂による苗木のシカ被害の低減
- ◇シカ被害を受けやすい期間を短縮（早期成長）

（５）対策の省力化

- ◇ドローンによる防護柵等の見回り



効果

再造林の円滑な推進 ⇒ 林業サイクルの循環、森林の公益的機能発揮

鳥獣害防護施設設置への支援について

1 森林環境保全整備事業（公共）

< 森林環境直接支援事業 >

事業内容	付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）		
	健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設（鳥獣害防止柵、食害防護資材）等の整備		
補助金額	補助金額＝標準単価※×事業量(m)×1.7(査定係数)×40％		
	※別途、間接費（0～39％）を加算		
	< 標準単価 >		
	区 分		消費税抜き
	鳥獣害防止柵	網目 10 c m以下 耐雪支柱でない	195,000 円／100m
		網目 5 c m以下 耐雪支柱でない	213,000 円／100m
		網目 10 c m以下 耐雪支柱	218,000 円／100m
		網目 5 c m以下 耐雪支柱	235,000 円／100m
	食害防護資材	チューブ型 H=1700 以上	133,000 円／100 本
		ネット型 H=1700 以上	111,000 円／100 本

2 岡山県農林水産業統合補助金（県単嵩上げ）

< 森林整備促進事業 >

事業内容	獣害対策
	森林環境保全整備事業（公共）等において実施する獣害対策（野生鳥獣による森林被害を防止するための防護柵、金網巻等の整備）
補助金額	補助対象経費（＝標準単価※×事業量(m)）の5％以内（中山間地域は15％以内）

3 おかやま元気な森づくり推進事業（県単）

<多様な森づくりの推進>

事業内容	①獣害対策（設置） ②獣害対策（点検・改修）																					
	人工林の着実な更新を図るため、植栽木をシカ等の獣害から守るためのネット等の設置及び点検、改修																					
補助金額	①獣害対策（設置） 補助金額＝標準単価※×事業量(m)×83/100 以内 ※別途、間接費（0～39%）を加算																					
	②獣害対策（点検・改修） 補助金額＝補助基本額×事業量(m)×1/2 以内 ・事業量は、点検又は改修を実施した延長とする。 ・点検については、4回実施分を補助基本額とする。																					
	<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>補助基本額</th></tr><tr><td colspan="2">①獣害対策（設置）</td><td>前記標準単価と同じ</td></tr><tr><td rowspan="5">②獣害対策（点検）</td><td>人力のみ（4回）</td><td>240 円／m</td></tr><tr><td>人力3回、 ドローン1回</td><td>215 円／m</td></tr><tr><td>人力2回、 ドローン2回</td><td>190 円／m</td></tr><tr><td>人力1回、 ドローン3回</td><td>165 円／m</td></tr><tr><td>ドローンのみ（4回）</td><td>140 円／m</td></tr><tr><td colspan="2">②獣害対策（改修）</td><td>2,000 円／m</td></tr></table>		区 分		補助基本額	①獣害対策（設置）		前記標準単価と同じ	②獣害対策（点検）	人力のみ（4回）	240 円／m	人力3回、 ドローン1回	215 円／m	人力2回、 ドローン2回	190 円／m	人力1回、 ドローン3回	165 円／m	ドローンのみ（4回）	140 円／m	②獣害対策（改修）		2,000 円／m
	区 分		補助基本額																			
	①獣害対策（設置）		前記標準単価と同じ																			
	②獣害対策（点検）	人力のみ（4回）	240 円／m																			
		人力3回、 ドローン1回	215 円／m																			
		人力2回、 ドローン2回	190 円／m																			
		人力1回、 ドローン3回	165 円／m																			
		ドローンのみ（4回）	140 円／m																			
②獣害対策（改修）		2,000 円／m																				

市町村による森林環境譲与税を活用した森林経営計画関連事業

○事例 1

- ・北海道根室市

事業名：森林経営管理推進業務事業

内 容：民間事業者に、森林経営計画実行管理、森林経営計画認定・変更、市町村森林整備計画の実行管理、林地台帳の整備・運用、伐採・造林届出制度の運用、森林経営管理制度の運用を委託

事業費：3,960千円（うち森林環境譲与税3,960千円）

○事例 2

- ・滋賀県東近江市

事業名：林業生産性向上機械等導入補助金

内 容：林業経営体に対し、森林経営計画に基づく施業を実施する際に、林業機械の購入及び賃借への補助を実施

補助率：1／3 上限100万円（賃借の場合は上限50万円）

事業費：1,600千円（うち森林環境譲与税600千円）

○事例 3

- ・山口県山口市

事業名：森林経営管理事業

内 容：林業経営体に対し、森林経営計画加入もしくは伐採後に加入することが確実な森林における、伐木・バイオマス材の輸送コストへの支援

補助率：定額 上限2,000円／m³

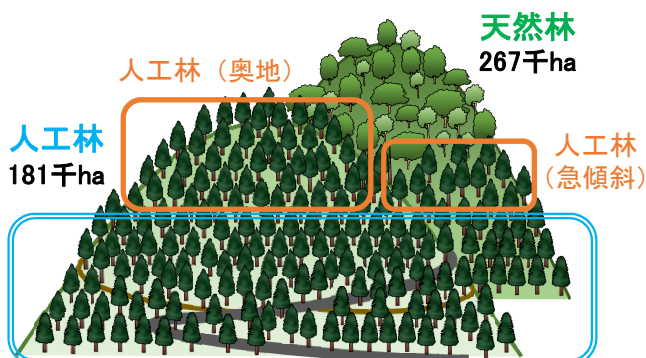
事業費：37,931千円（うち森林環境譲与税37,931千円）

2 1 おかやま森林・林業ビジョンの概要

(計画期間：令和2（2020）年度～11（2029）年度）

《 2050年の森林・林業の姿 》～経営管理に着目した森林の区分～

【現状】 [森林面積 448千ha]



【将来】 (2050年)

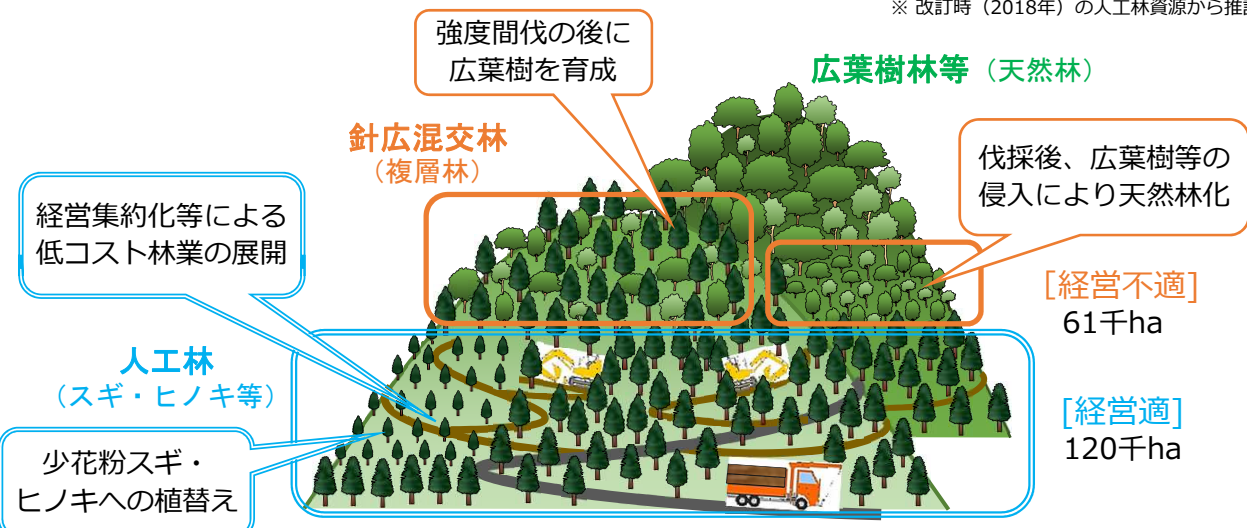
自然条件に照らして林業経営に適さない人工林

- ・人工林の1／3相当（61千ha）※
- ・管理コストの低い針広混交林や天然林等に誘導（市町村が管理）

自然条件が良く林業経営に適した人工林

- ・人工林の2／3相当（120千ha）※
- ・森林経営の集積・集約化を進め、高性能林業機械導入、林道等の整備による計画的かつ効率的な林業生産活動を推進（意欲と能力のある林業経営体による長期経営管理）

※ 改訂時（2018年）の人工林資源から推計



《 現状と課題 》

林業経営

【現状】

- ・ヒノキを主とする人工林の蓄積は48百万m³となり年々充実
- ・若齢林が極めて少なく、年成長量は減少傾向
- ・林業就業者数は横ばい傾向

【課題】

- ・森林経営の集積・集約化を進め、主伐後の再造林などの計画的な森林整備を行い、森林資源を回復
- ・意欲と能力のある林業経営体や技術力のある林業従事者を育成
- ・森林の経営管理を担う市町村を支援

木材生産

【現状】

- ・木材需給量は50万m³程度まで増加し、近年は燃料用が増加
- ・人口減少等により、住宅用の木材需要は減少する見込み

【課題】

- ・中高層建築物等への新たな需要が期待されているCLT等の利用を促進
- ・品質と性能に優れた県産製材品の販路拡大
- ・森林整備を促進するため、木材需要拡大により森林資源を活用

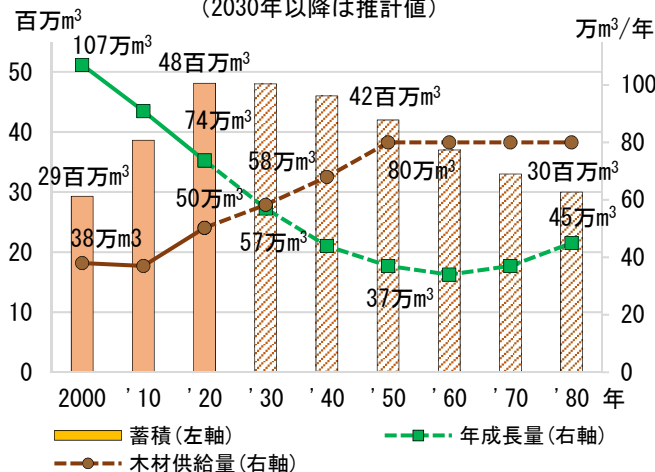
森林保全

【現状】

- ・ニホンジカによる植栽木の食害の急増、ナラ枯れ被害の拡大
- ・自主的に森林保全活動に取り組むグループや企業等が増加
- ・豪雨による山腹崩壊等の山地災害が多数発生

【民有林人工林の蓄積と県産材供給量】

(2030年以降は推計値)

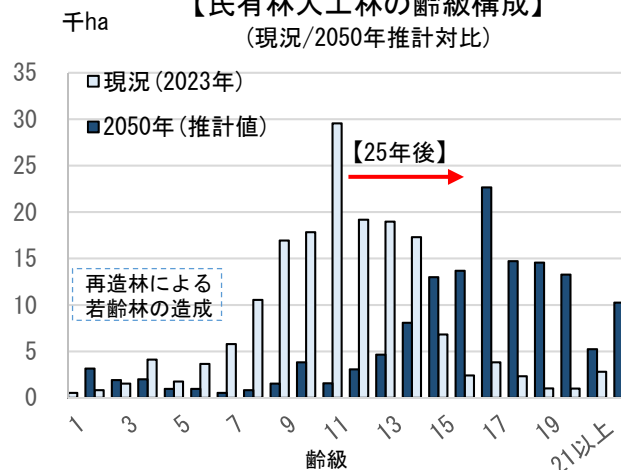


【課題】

- ・他県との広域連携等による継続的な森林病虫害獣害の防除
- ・自主的な森林整備活動における指導的人材の育成や安全技術等の向上
- ・治山施設の設置や既存施設の維持管理、森林機能の保全

【民有林人工林の齢級構成】

(現況/2050年推計対比)



齢級：林齢を5年の幅でくくった単位。例) 1 齢級 = 1～5年生

※ 改訂時(2018年)の人工林資源から推計

《 施策の基本方針と施策体系 》

1 持続的な森林経営の推進

- 計画的かつ効率的な林業生産活動の推進
- 確実な再造林と少花粉スギ・ヒノキへの植替えの促進
- 意欲と能力のある林業経営体の育成

2 循環資源である木材・木質バイオマスの利用推進

- 人と環境に優しい木材利用の推進
- 木材製品の品質向上と新たな木材利用

3 県民参加による森づくりの推進

4 快適な森林環境の創出

- 森林資源の適正な管理と花粉発生源対策の推進
- 森林機能の維持増進と防災対策の強化



【少花粉苗木による再造林】



【CLTによる木造建築】



【シカ被害対策の現地検討】

(重点施策)

- ◆ 確実な再造林の推進
(関係者との合意形成による一体となった再造林対策の推進)
- ◆ 県産材の利用促進
(マーケティング戦略等による県産ヒノキ製材品・CLT等の販路拡大)
- ◆ 花粉の飛散低減の推進
(少花粉苗木による花粉発生源対策の推進)
- ◆ 森林経営管理制度の推進
(森林経営の集積、意欲と能力のある林業経営体の育成)

2 1 おかやま森林・林業ビジョン数値目標一覧

1 持続的な森林経営の推進

	数値目標	単位	策定時 (2018年)	現行の目標 (2030年)	見直し後の目標 (2030年)	備 考
1	林業産出額	億円／年	74※ ¹	79	79	年次
2	木材(丸太)生産量	千m ³ ／年	503	580	620	年次、燃料材を含む
3	経営意向調査面積	千 ha	0	80	80	累計値
4	伐採面積	ha／年	402	480	700	
5			2,690	2,350	2,000	
6	森林経営計画策定面積	千 ha	135	145	145	累計値
7	森林管理認証森林面積	千 ha	82	115	115	累計値
8	再造林面積	ha／年	98	200	280	
9	(うち、低コスト造林)		11	50	100	
10	少花粉スギ・ヒノキ苗木による植替えの割合	%	94	95 以上	100	
11	認定事業体の林業現場作業員	人／年	462※ ²	540	540	
12	労働生産性	m ³ ／人日	9.2	11.0	11.0	
13			6.1	6.1	6.1	

※1 2017年実績、※2 2017年度実績

2 循環資源である木材・木質バイオマスの利用推進

	数値目標	単位	策定時 (2018年)	現行の目標 (2030年)	見直し後の目標 (2030年)	備 考
14	公共建築物等への木材使用量	m ³ ／年	3,627	5,000	5,000	
15	木材販路拡大(輸出)	千m ³ ／年	11	20	13	丸太換算量

3 県民参加による森づくりの推進

	数値目標	単位	策定時 (2018年)	現行の目標 (2030年)	見直し後の目標 (2030年)	備 考
16	森づくり活動への参加企業	社	22	35	35	累計値

4 快適な森林環境の創出

	数値目標	単位	策定時 (2018年)	現行の目標 (2030年)	見直し後の目標 (2030年)	備 考
3	経営意向調査面積(再掲)	千 ha	0	80	80	累計値
17	切捨間伐面積	ha／年	1,592	800	700	
10	少花粉スギ・ヒノキ苗木による植替えの割合(再掲)	%	94	95 以上	100	
18	針広混交林等への誘導面積	ha	728	3,900	3,900	累計値

※太字(ゴシック)は見直した数値目標